

第110回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和4年12月9日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日 程 第 1 . 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開催します。

それでは、直ちに、日程に入りますが、議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を、昨日同様に実施していますので、ご理解をお願いいたします。

重ねてのお願いになりますが、議場内では適切なマスクの着用をお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（小林裕和君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、2 番、森脇裕和議員の発言を許可します。森脇議員。

〔2 番 森脇裕和君 登壇〕

2 番（森脇裕和君） おはようございます。議席番号 2 番、森脇裕和です。

今日の質問は 3 つ、通告に沿って質問をしますので、よろしく申し上げます。

それでは、1 つ目の質問ですが、まず、佐用町の財政についてお伺いいたします。

住民の方から、佐用町は財政が安定しているというふうに聞いています。どこが、どのように安定しているのかという問いがありました。

私は、決算の時に資料をいただいているので、幾分かは理解をしていますが、10 月 28 日の神戸新聞に県内 41 市町、2021 年度の決算見込みが報道されておりました。市は別として県下 12 町、その中で、とりわけ西播磨 6 町の基金残高で佐用町は突出しておりました。そこで、お伺いします。

まず、1 つ目、基金の現在高の総額は幾らですか。各会計ごとの基金の現在高は幾らですか。その基金の使用目的は。会計ごとにお伺いします。

地方債の現在高は幾らですかということで、合併特例債の現在高は幾らで、交付税算入率は幾らですか。過疎債の現在高は幾らで、交付税算入率は幾らですか。その他の地方債の合計は幾らですか。

3 つ目で、投資的経費についてお伺いします。佐用町は他の町と比べても投資的経費が大変多いと思います。投資的経費とはどのような事業がされるのですか。

町合併後活用してきた返済が有利な合併特例債は令和 7 年度で終了します。合併特例債終了後の起債借入れ、投資的経費について、どう考えているのかお伺いいたします。

以上、再質問は所定の位置でさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） 庵途町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めまして、皆さん、おはようございます。本日も1日、5人の議員の方から一般質問の通告をいただいております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の森脇議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町の財政についてでございますが、まず、基金に関するご質問にお答えをさせていただきます。

一般会計と特別会計という会計があるわけでありましたが、その一般会計、特別会計合わせた令和3年度末の基金残高は112億313万円でございます。うち、一般会計は104億4,328万円で、財政調整基金が27億693万円、減債基金が14億9,552万円を含む、それらを含む特定目的基金、この一般会計での104億円の基金の中で、特定目的基金という形で積んでおります基金の総額が77億3,635万円でございます。

特別会計の基金残高の内訳は、国民健康保険特別会計が1億2,945万円、介護保険特別会計が2億1,063万円、簡易水道事業特別会計が1億1,347万円、西はりま天文台公園特別会計が5,312万円、このほか、町土地開発公社、土地開発基金というのがあります。その土地開発基金が2億5,316万円でございます。

次に、基金の使用目的でございますが、一般会計につきましては、基金残高の約8割を占める財政調整基金、合併振興基金、公共施設等整備基金、減債基金の、この4つの基金について、ご説明をさせていただきます。

まず、1つ目の財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であり、地域経済の不況などによって、大幅な税収の減少に見舞われたり、災害の発生などによって、思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするなど、予期できない収入減や緊急的な支出増加などに備え積み立てているものでございます。

平成21年の台風第9号災害に見られるように、国や県の財政的な支援には暫く時間がかかるため、不測の事態に対応し、いち早く災害対応予算の編成をするためには、一定程度の財源を確保しておく必要がございます。

事実、平成21年台風第9号災害におきましては、災害後の1週間で補正予算を編成し、10億3,491万円の財政調整基金を繰り入れて、被災された住民の皆さんへの災害支援を迅速かつ効果的に行うことができております。

このほかにも、歳入総額に占める地方交付税の割合が、半分以上を占めるという、依存財源に頼っている本町では、国策によって普通交付税の措置額に年度間のバラつきが生じ、その差額を調整する役割も担っております。

2つ目の合併振興基金は、自治体が合併後の課題解決のために積み立てるものであり、その95パーセントの20億7,100万円を合併特例債でつくったものであります。償還が終了した元金のみ、これは取り崩すことができるものでございます。

ご質問にあります、西播磨6町の基金残高を比較すると当町が突出しているといった内容がございますが、該当6町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、そして佐用町のうち、合併した町は、神河町と佐用町のみでございますので、本基金が、かなり多いという1つの理由として、合併ということが挙げれるというふうに考えます。

3つ目の減債基金は、公債費負担の軽減を図るためであり、合併振興基金の造成や防災行政無線のデジタル化事業、庁舎増改築事業などで借り入れた地方債の償還財源に充てるものでございます。

4つ目の公共施設等整備基金は、通常ハコモノと言われる施設のほか、道路、橋梁の維持、上下水道などの更新、公共施設の長寿命化などの整備におきまして、事業遂行に影響

が生じないように、財源確保を図るために積立てているものでございます。

このほかにも、過疎地域自立振興基金のように、普通交付税が減額しても、現在のサービスマン水準を維持していけるように、財源の確保をしているものがあり、目的を持って将来の財源の確保を図っております。

一方、特別会計の基金につきましては、各特別会計における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金でありまして、一定規模を積立てております。

次に、地方債に関するご質問にお答えさせていただきます。

基金と同様に一般会計と特別会計等と合わせた令和3年度末の地方債、いわゆる町の借金は186億445万円となっております。うち、一般会計は111億6,074万円、特別会計等は74億4,371万円でございます。

そのうち、合併特例債は40億1,549万円で、充当率は事業費の95パーセント、交付税算入率は元利償還金の70パーセントでございます。

同様に、過疎対策事業債は22億2,245万円で、充当率は事業費の100パーセント、交付税算入率は元利償還金の70パーセントでございます。

次に、投資的経費に関するご質問にお答えをさせていただきます。

投資的経費は、道路、橋梁、学校、公営住宅などの建設など社会資本の整備に要する経費となります。

一般会計における令和3年度の主な投資的経費は、道路、橋梁維持事業、佐用中学校等の屋上や外壁改修事業などでございます。ご質問にあります、「他の町と比べて投資的経費が佐用町は多いように思う」というご指摘でございますが、投資的経費の主な財源として合併特例債を活用しており、先ほど基金のご質問でもお答えさせていただきましたとおり、合併した町と、そうでない町を比較した場合に大きな差が生じているものと思われま

す。最後に、ご質問のとおり、令和7年度をもって合併特例債は終了いたしますが、令和4年度9月補正予算時点におきまして、借入可能残額が約6億8,000万円となっております。令和5年度以降も上月支所庁舎の大規模改造事業などに活用を予定していることから、この終了年度が7年度と言っても、6年度なりで前倒しになることも見込んでおります。

合併特例債の終了後、当町における投資的経費の主な財源は、過疎対策事業債が柱となるというふうに思っておりますが、新過疎法の下、全国で過疎地域の指定が増えておりまして、国の過疎債総額が、これが増えない限り、佐用町、当町への配分も減ってくる状況でございます。

こうしたことから、令和4年度から、新たな財源として、辺地の指定地域が佐用町にもあります。そうした辺地指定地域における事業におきましては、交付税算入率が80%である辺地対策事業債などを活用しております。このほかにも事業内容に応じて、交付税算入率が過疎債や合併特例債とは比べると低いわけですが、国の事業のこうした起債の中では、比較的算入率が高い「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策債」など、そうした財政的に有利な起債を活用して、必要な事業を計画的に、これからも実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、これまで、庁舎の増改築、光ケーブル網の整備や保育園や学校、教育施設の整備、養護老人ホーム佐用朝霧園の移築や、また、JR徳久駅のああした大きな道路改良等合併後懸案でありました大型事業につきましては、合併特例債などを活用することで、おおむね完了をしてまいりましたが、しかし、まだ、これから、先ほど申し上げました上月庁舎の改修、また、南光文化センターの改修、また、現在、計画を進めております農産物加工所、また、直売所施設など、また、大きな事業が控えておりますし、これからも道路や橋梁の維持、公共施設の長寿命化、集約化など、引き続き投資的経費は必要でございます。

先ほど、申し上げました有利な起債を借り入れつつ、その上で、財源が不足する場合に

は、公共施設等整備基金などを事業目的に応じた基金も、これも活用をしながら、そうした事業、必要な事業を計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2 番（森脇裕和君） ありがとうございます。

先ほどの説明で、基金にも、いろいろあるということで、私も、まだまだ、勉強不足で、分からないところがあるんですが、今回、テレビ放映ということで、ビデオ録画していますので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

再度、基金について、お伺いしたいんですが、まず、私、ある町民の方と話をした時に、基金、まあ言うたら、貯金が佐用町、ようけ 100 億ぐらいあるから使ったらええんやないかというような話もされる方と、あと、基金は、一応、目的ごとにしか使えないからと言われる方がいらっしゃいました。

それで、私なりに、ちょっと勉強させていただいたんですが、まず、地方自治法の基金のところですかね、第 241 条のところ、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」とあって、その 3 項のところに、「第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない」というふうに書いてあったので、例えば、私が、一般家庭で考えれば、老後のために貯金をしていましたと。今、1,000 万円ぐらい貯金をしていましたと、しかし、たまにはハワイに旅行に行きたいなと思った時に、旅行のために積み立てた貯金では足りんから、老後のための貯金を使おうかなと、普通の家庭では、それが可能かと思うんですけれども、基金では、それが駄目だということになるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 財政調整基金というのは、町行政を行う全てのいろんな関連した事業遂行に必要な経費、こういうことに、それが財がなければ、それを使うことができます。

先ほど、申しあげましたように、1 年間、年間のいろんな町が予算編成をした時に、まず、財政調整基金というもので財源調整を行うわけでありまして。

ただ、今、そこに書かれております特目基金と言いまして、特別な目的を持って、積み立てている基金、これも例えば、投資的経費で使う公共施設の管理基金、こういうものも、ある意味では、幅広い、解釈によっては、いろいろな、先ほど申しました道路や橋梁とか、そういうものの関連したところ、河川なんかの、もし、あれであれば維持したり、そうした事業費関係が多いんですけれども、建物の建て替え、整備、こういうものにも使えると思いますし、また、水道とか社会インフラと言われる、そういうものに必要であれば、当然、このものが使えるということでありまして。

同じお金ですから、どこからどこへ持って行っても、佐用町としては、全体としては、そういう大きな予算のやり繰りの中で、行政を推進していくわけですけれども、例えば、

減債基金というようなものが、今、借りている有利な財源と言っても合併特例債でも7割の償還における交付税算入率です。だから、3割は、当然、自らの、町の財源が要るわけです。過疎債もそうです。

一般の、ここで出ております緊急防災対策債とか、そういう起債、いろいろとあります。それから、水道なんかで簡易水道債とか、そういう起債、借金もできます。

事業をする時には、そういうものを活用して利用しますが、そういう事業は、大抵、交付税の算入率というのは、大体5割、半分です。半分までなんです。

ですから、あと半分は、当然、自分ところの、自前の毎年の財政で返済をしていかなきゃ、借金を返していかなきゃいけない。そうすると、たくさん事業をすると、必ず、それが返済する。毎年の返済する予算というのが大きなウェイトを占めてくる。これが公債費と言われるところですね。起債を返済していく割合が大きくなると、ほかの必要な一般的な事業費が圧迫される。同じ総予算の中で、借金を返済していくものが、どんどん増えていくと、ほかの事務事業にも大きく影響してくるということで、そういう時に、減債基金というのは、その借金を返していく時の自己財源としての、自分ところの、佐用町としての財源として積み立てているわけです。

ですから、ここに180億余りの、現在、佐用町には借金があります。現在、できるだけ、それを少なくしていくために、繰上償還といって、利率の高いようなものは、できるだけ早く返済を資金に余裕がある限りやっています。

しかし、これから、その180億。新たに、また、起債、事業も行っていきますから、これはまた、増えていくこともありますし、また、返済が終わって少なくなっていく、そういうやり繰りをしておりますけれども、でも、今の時点で考えても180億の借金がありますと、これに対して、交付税算入率見て、全てが過疎債なりと考えても3割は自分ところの財源で返済しなきゃいけないということです。

そうすると、3割ということになると、180億の3割、50億、60億というものが実際の生の借金ですよ。

それを返済していくために、14億ぐらいな、今、減債基金というのを、積んでいるわけで、毎年の予算編成する時に、そうした借金を返していくための公債費というものを、もし、ほかの事業があつて、なかなかほかの財源がない時には、その借金を返済していく目的である減債基金というのが使えるわけです。

そういうふうに、ある程度、目的ごとに、ちゃんと分けて、積み立てをして、財政が安定して運営ができるように、町としては、長期的な観点から、こうした基金、目的基金というのも積んできております。

ただ、これは、当然、基金を取り崩すときには、そういう目的というものが、ある程度、合致しているということが必要でありますし、それには、必ず、予算として議会に提案させていただいて、議会の承認をいただいて、そうして取り崩すこともできますし、また、それを使うことが、取り崩して使うという形に予算化できるわけですからね、それは、そうした手続きを、きちっと進めながら、これまでも積んで造成しておりますし、これからの、そうした目的でもって安定した佐用町の財政運営、町運営ができるような目的で、こうした基金、いろんな、公共施設、そして、減債基金、また、有利な財源としております、合併振興基金というような、先ほど申した、合併後に必要な、町のいろいろな対策に必要な基金、これは合併特例債がなくなっても、それを継続して事業を行えるように、最初から基金に、現金化して基金に積んだわけです。だから、それは、相当、いろんな目的に使えます。幅広くですね。だから、そういう基金もあります。

そうした基金を、当然、これから、効果的に運用しながら、町の必要な事業、必要な安定した町運営、こういうことに取り組んでいける佐用町の、今、財政状況に、今のところ

あるというふうにご理解いただければと思います。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。

先ほどの話の中で、事業するのに当たって、当然、自主財源で5割ぐらいは必要なという話があったんですけども、これ、財政力指数とかいうのを見てみたら、佐用町の財政力指数というのが0.302ぐらいですかね。他の市町が、大体、上郡で0.5強ぐらい。0.52ぐらいなんですけれども、一応、これってというのは、何か事業をする時に、自主財源として3割ぐらいは出せると。佐用町は出せるということではないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 財政力というのは、その町がある程度安定して、きちっと固定資産税、また、所得税、住民の皆さんからいただく所得税、住民税、それから、企業なんかがあります法人税。あと収入として、いろんな施設からの収入が若干ありますけれども、基本的には、町が固定的に毎年得られる収入、その額と財政需要額とって、実際に、事業を、町を運営していくために最低限、これだけは必要だという、道路の維持にしても、水道なんかの維持にしても、学校施設の運営にしても、いろいろと町民の皆さんが生活してく上で必要な、毎年経費が要るわけです。それが、財政需要額と言って、佐用町が、これだけの規模、最低限はこれだけ要りますよというのが算定されるわけです。

だから、それに対して、町の自主財源として、町独自、ちゃんとした、町が得られる収入の割合です。それが3割を切るという。今はもう3割切ったわけですね。2点幾らなんかな。単年度では、昨年度は0.29になってしまいました。

だから、3割にも満たない。よく昔から言われる3割自治、3割自治と言われるのは、全国の、そうした過疎地域、いろんなたくさん自治体があるわけですけども、その中において、そうした財源が、必要な需要額に対しての収入というのが、それしかない。それぐらいしか得られないという、その指標です。

ですけど、例えば、上郡町さんが、ここで、ちょっと、名前出してあれですけど、比較になりますので、よく言われる財政力指数が0.52か0.53ぐらいあると思うんですね。やっぱり、財政力指数が高いというのは、それぞれの町の財政力、基本的な財政力が高いということです。税収があり、会社なんかがあって、固定資産税なんか、法人税なんか、ちゃんと入ってくると。これが、1になりますと、もう、自分とこの町、その独自のそうした税収入とか、そういうものだけで町が運営できるという状態になって、いわゆる交付税というものが交付されなくなります。

だから、国からの交付税額というのは、その財政需要額、必要なものと、町が得られる収入、それとの差を交付税という形で国が最低限交付して、どこの町も全国の町が住民サービスが、ちゃんと、基本的な形のものができるように措置するというのが交付税制度ですからね、ですから、その財政率が低いから、3割だから、じゃあ、何もできないかという、そうじゃないんですね。

ただ、考えていかなきゃいけないのは、国が交付税という制度が、ちゃんと運用されて、

保障していただいている中では、何とか、それは、こうしたやり繰りができていきますけれども、それに頼って、実際に、交付税が経済的なあれや、国の政策の中で、一時、かなり減額された時期もありました。そういうことになってくると、いろんな事業、運営において、大きな、そこに歳入欠陥ができてしまって、運営が難しくなっていくという形にもなりますので、そういう国と町の財政と、町の財政運営、いろいろと制度の中で、きちっと、こうした、ある程度、日本は、安定した、この1つの制度の中で運用していますから、その中で、町は、町は町としての努力をしていかなきゃいけない。だから、私どもは、基金が多くあるという、ただ、基金についても、毎年、予算としては、最初の予算としては、町としての収入が足りない。財政調整基金等を取り崩して、当初予算は編成をする。

しかし、編成しながら、いろんな事業に対して、私どもが、よく国にお願いしたり、県にお願いしたり、いろいろと要請をして、要望活動をしています。そこで、その補助金とか、交付金とか、そういうものをいただいて、そこで残ったお金を、また、基金として積み立てているという状況にあって、合併以来、そのへんを、ずっと努力してきた結果が、今の基金残高になっているわけで、そこには、一気に、それだけのお金があるわけではない。毎年の、いろんな事業、町の運営の中で、一つ一つ経費の節減を図り、また、新たな、いろんな有利な財源を求めて、国や県への要請によって、支援によって、こうした基金を、毎年、少しずつ積み立ててきた結果だというふうに考えていただければと思います。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） 私、先ほど、財政力指数で聞いたんですけれども、これ、ちょっと聞いたのが、ここだけが、佐用町少なく、あとそれ以外、実質公債費比率とか、将来負担比率とかいうのは、かなり数字がいいと。特に、将来負担比率とか何とかは、佐用町は公債費充当可能財源が将来負担額を上回るため比率が算定できない団体になっているということで、借金もすぐ返せるというような状況であるということだったと思うので、私、ここだけが、何で少ないのに、どうして、こういう状況なのかということが知りたくて、お聞きしたんですけれども、最後の質問にしようかと思うんですけれども、今、先ほどから、合併で、合併特例債とか、有利なやつとかというのは、やはり佐用町としては交付税は多いです。事業も多くやっているということだと思います。基金も多いということで、最終的には、合併をしたことによって、合併が成功したということで、よろしいんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 合併が成功か、成功じゃないかというのは、これは、いろいろと、評価の視点がある程度、いろいろと違うところもあると思います。

ただ、全国、たくさんところが、合併したところと、また、全然、合併していないところも、当然あるわけです。

そうした中で、財政状況から見ると、どこの、やっぱり全国的に見ても、合併については、合併特例法によって、かなり国としても、当然、合併特例債等の発行を認めて、そして、また、有利な交付税措置もしてくれております。一定期間です。

だから、そういうことで、きちっと、それを活用しながら、安定した運営をした町は、

この基金も、相当、ちゃんと、将来に備えて、安定して積むことができいております。

ただ、合併そのものの考え方というのは、私は、佐用町という、こうした旧4町、同じような状況、社会環境の中で、既に、当時から、広域行政という、広域的な住民に関わってくるごみの処理とか消防、また、火葬とか、そういうことを運営をしてきたわけです。だから、そういうことから考えると、合併することによって、相当、事務の合理化はできました。だから、職員の削減もしました。

そういうことで、こうした財政的な、言わば安定が図れたということでありますので、そういう意味では、私は、合併してよかったと思っております。

ただ、全国、いろいろありまして、無理に合併をして大きくなったからよかったというわけではありません。それぞれの町がもともと環境が非常に違うようなところが、無理に大きくし、例えば、市になるためだけに合併をしたというようなところは、後々、いろいろな弊害、問題が出ているところもあるということは、これも確かでございます。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） ありがとうございます。この質問については、これで終わりたいと思うんですが、佐用町としては、今のところ財政安定してるということで、今後も、この安定した財政続けていていただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問させていただきます。

2つ目ですけども、さよさよサービスの利用券について、お伺いします。

さよさよサービスを利用する場合…、すみません、マスク外させてもらいます。

さよさよサービスを利用する場合、利用券が必要です。その場合利用者が、1冊1,500円から4000円の利用券を購入します。そして、その利用した場合なのですが、購入者のみ利用可能で同一世帯で同じ条件の方でも利用はできません。

家族の方が、さよさよサービスを利用する場合は新たに利用券を購入しないといけません。

例えば、65歳以上のご夫婦で旦那さんが購入した場合、奥さんは利用できません。奥さんが利用する場合は、新たに購入することになります。

同一世帯で同じ条件であれば、1冊の利用券を利用できるように改正することはできないのか伺います。

まず、利用実績と、あと、このような要望は、今まで何件くらいありましたか。

要望があった場合、どのような対応をされましたか。

要望後に改正されたようなことはありますか。

よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2つ目のご質問でございます、さよさよサービスの利用券について、お答えをさせていただきます。

現在、さよさよサービスは、佐用町社会福祉協議会が運営しておりまして、自家用有償

旅客運送の公共交通機関という位置づけでございます。利用券は10枚つづりの1冊が、小学生1,500円、大人4,000円、65歳以上の高齢者と障がい者は3,000円というふうになっております。

佐用町社会福祉協議会は、この事業を、佐用町から委託しております。その町の委託費は年間1,900万円、そして、利用券の売上げが約、今、390万円と、昨年、そういう決算になっております。そういう財源をもって、運営を行っていただいているわけでありませぬ。

昨年度の利用実績が、延べ1万1,498人ということでございます。

利用券は、購入申請した本人のみが使えるようになっております。ご指摘のように家族間での利用ができないかということでございますが、現在、その利用はできないということといたしております。

その理由の1つは、利用券には種類が、先ほど、申しましたようにあります。子供、そして、大人でも65歳以下の方、また、以下の方でも障がい者の方には3,000円。高齢者には、65歳以上は3,000円と、そういうふうに種類がございます。

例えば、高齢者の母親の利用券を50歳代の子供が利用しようとした場合に、料金が違うのではないかというふうに、運転手が尋ねて正規の料金をいただくような、こういうことは、実際、現場としては、非常に難しい、煩雑が発生するということが想定をされたわけです。

また、利用者が家族かどうか、運転手には、それは当然、分かりませぬ。さよさよサービスを利用するには、運行の連絡や急な体調不良のための対応のため、氏名、住所、連絡先などの登録をしていただいております。利用券は利用者であることの登録証の機能も兼ねているということでございます。

さらに、社会福祉協議会では、運行を利用者への福祉活動にもつなげているということもご理解いただきたいと思っております。

例えば、いつもさよさよサービスを使っていた方が、体の変化で急に使わなくなった時など、さよさよサービスの利用状況で、利用者の体調変化の把握や緊急対応などにつながることもありました。公共交通の機能だけでなく、利用される方の生活を見守る機能も担っておりますので、本人の利用券で乗車をしていただくサービスの方法には、現在のサービスの方法に、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

初めて、このサービスを利用される方からは、「家族間で使えますか」というご質問は、時折あったということでございます。「家族間で利用できるようにしてほしい」という要望も、お聞きしておりますが、先ほど申し上げましたような理由というのを、窓口では、ご質問に対して、そうした方に対して、説明をさせていただいて、家族間では使えないことを、ご理解をいただいた上で、ご利用をいただいているものというふうに思っておりますが、しかし、先ほどのような内容が詳しく、お話ができず、ただ、制度としてこうですよということだけで、まあまあ、終わっているという、そういうことも、想定が、想像ができますので、そうした利用者への十分な説明と理解ができなかったことも、これも当然あると思っております。

そういうことに対しましては、この点については、今後、利用者の皆さんにも、このさよさよサービスの持っている機能、運営している趣旨、そういうものについて、社会福祉協議会としての考え方というの、しっかりと、ご理解いただけるように、お話をさせていく努力、こういうことをしていただくように、私からも、指示をしていきたいというふうに思っております。

現在の利用法というのは、そういう形で運用をしておりますので、ひとつご理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。この場でのご質問に対するお答えとさせ

ていただきます。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） 今、サービスの、サービス利用券を使うのに登録が必要ということだったんですけども、これ利用券を購入する時に登録するんですかね。その場合に、1人ではなくて複数で、複数の方の登録。当然、条件があるというのが前提だとは思いますが、複数の方を登録するということは、何か、障害があるんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

複数の方を登録するという形なんでございますが、お一人お一人を登録していただくというような形になろうかと思えます。

窓口では、今現在の、この規則の中では、ご家族一括してということはしておらずに、お一人お一人登録していただいております。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした状況で、そういう制度でありますということは、私が説明して、森脇議員のほうからは、そうした複数ですること、どんな問題が、障害があるのかというご質問なので、今の答弁では、今の制度を説明しただけで、ご回答にはなっていないわけですけども、やはり、先ほど、この社会福祉協議会として、この運用、運行していく上で、やはり、ただ送迎をする。交通機関として運営をするというだけではなくて、やっぱり一人一人登録をしていただいている。氏名と住所なり、緊急連絡先、こういう、特に、高齢者の方を送迎する場面が多いものですから、やはり、そこをしっかりと、ちゃんと登録をしていただいた中で、これ本当に、現場で見ていただいたら大変だというのは、ご理解いただけと思うんですけども、毎日、予約を、担当者が受けているわけです。

で、担当者のほうが、その時間と設定だけでなく、その人が、どういう、まあまあ、使い方方をされているかというのを、やはり、長年ずっと、担当者は専門でやってくれておりますから、よく分かっていております。

で、毎日、4時ぐらいまでに受付をして、それでルートを全部、一人一人を送って、また、一人で帰るといふんじゃないかって、効率よく、やっぱり運行するために、その日の次の日の運行計画というのをつくるわけです。その運行計画に基づいて、今度は、運転手のほうに、担当者が、次の日、ここへ行って、こうしてくださいよと。特に問題がある。例えば、障がい者の方とか、そういうことがもしあれば、そういうことも指示して、ちゃんと、そういう連絡をするという、そういう作業をしてくれております。

それで、先ほど申し上げましたように、なかなか、これまで使っていた、本人が

定期的に使っていたのに、それが何か使われなくなったとか、急に体調不良でキャンセルになるとか、黙ってキャンセル。行ってもいなかったとか、こういう場合もあるんですね。

だから、その時に、それで、じゃあ終わりで、じゃあいなかったら、それでおしまいということじゃなくって、ちゃんと、その後のケアを社会福祉協議会としては行っているということですよ。

だから、本人が、やっぱり、きちっと、確認した上で、利用券というのが、本人の登録書を兼ねているわけですから、その本人に使っていただく、それによって、そうした使用者の、そうしたケアも、あとの社会福祉協議会としての活用にもつなげているということがありますので、これはやはり、家族で誰でも使って、誰か分からないという話では、ちょっと、そういう趣旨が非常に薄れてしまいますので、私は、これで何ら大きな問題があるわけでもありませんから、利用者のほうも、そういうことで慣れていただいたら、長年これで、ずっとやってきておりますので、変更をする必要性はないというふうに思っております。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） 今の説明で、よく分かるんです。

ただ、これ、今言ったように、福祉的なことも含めてということなんで、そのへんは、よく分かるんですけれども、何かほかにやり方がないかなとは思いますが、やはり、このサービス券を、どっちかと言ったら、もったいないというよりも、何でやろなという、多分、そんな程度の疑問で、できたらそうしてほしいなという程度のことだと思うんですけれども、やはり自分が、その立場に立って、私が買って、私の妻と一緒に乗りたいと言った時に乗れへんと言ったら、やっぱりおかしいなと、多分、皆さんも同じ立場で考えれば、そういうふうに考えるのじゃないかなと思うので質問させてもらっているんですけれども、これ、多分、交通空白地有償運送事業ということになるんですかね。これ多分、町のほうで登録、町が登録するのに申請をしたと思うんですけれども、申請するのに当たって、この利用券とかの取扱い方について、何か、条件があったりとかいうのはありましたか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） ちょっと、本日は、そこまで詳細な資料はお持ちしておりませんので、正確なお答えはできませんが、ご指摘のとおり、このさよさよサービス、江川ふれあい号、コミュニティバスもそうですけれども、交通空白地有償運送事業の中の事業で、陸運局に許可を得て運行をしているものでございます。

ご承知のこととは思いますが、交通に関することに関しましては、大原則は緑ナンバーの運行業者が運行するのが大原則でありまして、いわゆるこの白ナンバーで運送する、この地域公共交通というものは、あくまで例外的な取扱いで認められている。それを公共交通会議でおおむねの合意をもってさせていただいているというのが、大きな体系だろうというふうに理解をしております。

そういう中で、例えば、このさよさよサービスでいいますと、誰でもが、極論をすれば、町外の方でも乗れるようにしてしまうというようなことになってしまうと、やはり民間事業者でされている、佐用町の場合はタクシーがメインになろうかと思えます。都市部でいいますとバス等もございませう。そういった事業者を圧迫してしまうことでもありますので、こういうふうに、やはり登録制度というのが設けられているのだらうと、そういうふうに、私のほうは理解をしております。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） 今、私も、分からずに質問したんですけれども、まず、先ほど、あったように、これ地域公共交通会議とか、公共交通対策協議会とかいうところで、いろいろ話はされていると思うんですけれども、1つお聞きしたいのが、例えば、今、何回も言いますけれども、この利用券を、例えば複数にするということで、利用券についてだけ、私、今回は、質問しているんですけれども、例えば、サービスの向上、毎日運行してくれとか、料金を安くしてくれとかいうことだったら、民業の圧迫になるかなと思うんですけれども、利用券の登録を、しつこいようですけど、複数にすることというのは、民業の圧迫にはなるとは思いませんか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、別に民業に、この許可を得ている以上、それは、事務的な話です。

町として、また、社会福祉協議会が運行しているための、この考え方ですからね。民業とは関係ないです。

ただ、本当に、これは、先ほど課長が申し上げましたように、空白地の、そうした必要な方へ、直接、町が特別な認可を得て、この交通会議には、それぞれの民間事業者も全部入っている。陸運局も入っています。そういう方があって、年2回ぐらい。1回か2回、交通会議というのを行うんですけれども、そこで、いろんなやり方を変更する時にも、全部、議題として出して、そこでの同意を得て、そして、陸運局が許可をするという、そういう制度で運行をしているわけでもありますので、こうした誰でもが、本当に、どこまでも乗れるという、そういうものではない。

ただ、その中に、佐用町としても、これだけの1,900万円、2,000万円近い財源を、そこに出して運行しているというのは、1つの大きな福祉事業として考えているわけですから、そうした福祉事業の中で、社会福祉協議会に運行も委託をしたほうが、先ほど、申し上げましたような、いろいろな、やっぱり社会福祉協議会としての、この事業にも関連してくるのだらうということで、社会福祉協議会に運行を委託したわけですから、そういうことで、ご理解いただきたいと思えます。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） 私も、この質問をするのに当たって、私も社協さんとかにも、一応、話は聞きに行ったことはあるんです。

それで、その時に、確かに、今まで、何人も質問がありましたというふうに聞きました。

それで見たら、近々の5年間で5回、昨日も1件が外出支援サービスの、外出支援の話がありましたので、今日の私を入れたら5年に7回ぐらい質問しています。

社協さんで言われたのが、社協さんで言われたと言ったら怒られますけれども、まず、新人の議員さん、最初に質問される。みんなされていますよというようなこと、半分、馬鹿にされると言ったら変ですけれどもというような状況だったので、できたら、私も、何回も同じ質問はしたくないというふうに思いますので、最後になりますけれども、できれば、担当課長でもいいんですけども、今までと同じ答弁じゃなしに、これやからできんとか、難しいとかじゃなしに、何かこういうことだったらできるとか、やってみたいとかいうのが、前向きな答弁があれば、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、私が、ここで、どういうふうに改正するか、そういうことは、申し上げれる、本当に交通会議とか、そういうところ通して、きちっとした制度の中でやっていますから、ですから、当然、そういう要望なり、もし、その制度に、非常に、いろいろと運用の中で、皆さんがお困りになることがあるのであれば、それは、それで、これから、当然、検討はしたら、するべきだと思いますけれども、それによって、やっぱり、今の制度との比較によって、これやはり、この制度が、やっぱり、今、考えられる最適なら最適なものとして、やっていくべきだと思いますし、必要なら変えていく、その変えるためには、また、そうした会議等、いろいろな方との制度の、そういう制度設計を、当然、社協なり、それから、最終的には交通会議なりに、きちっと諮って決めていくということになりますので、ここで何か、前向きな回答をしてくださいと言われても、それは、現在、答弁したことが、それで、それ以上のことは申し上げることができないということになります。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） ありがとうございます。

私も、もし、そういう前向きな回答があれば、今後、この質問が終わった後も、動いてくれるのではないかなというふうに思って質問をさせていただきました。

ここで、できませんで終わってしまうと、やはり、この一般質問が終われば、もう終わってしまうと。後、先がないかなと思うので、また、同じ質問せなあかんという思いでさせていただきました。

この話、先ほどあったように、ここで、そんな話、なかなか難しいと思うので、この件については、これで終わらせていただきたいと思います。

3つ目の質問ですけども、防犯カメラの維持、管理について、お伺いします。

各自治会や地域づくり協議会などで防犯カメラ設置補助事業を利用して防犯カメラを設

置していると思います。

しかし、点検、修理が負担になっております。毎年の点検とか SD カードの交換など 1 万、2 万円ほどかかります。複数台の場合は、その台数分になります。

また、初期のものだと 6 年から 7 年、実際、もっと前かと思うんですけども、経過しており、修理だったり、新品に交換することがあります。そうなれば 5 万から 10 万円程度必要になります。

常に正常に作動させるには点検、修理というのは不可欠です。そのためには補助は必要と考え、伺います。

1 つ目、防犯カメラ設置補助事業で設置したカメラは年度ごとに何台ありますか。

メンテナンスに関する要望や意見はありましたか。

町としての考え方を教えてください。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、防犯カメラの維持、管理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員がご指摘のとおり、昨今の社会情勢から、地域住民の安全安心な生活を維持していくためには、犯罪の予防や有事の際の映像確認を目的とした防犯カメラの設置は、不可欠なものとなっております。

このような中、兵庫県において、地域防犯まちづくり活動における防犯設備の充実のため、防犯カメラ設置補助事業が創設され、地域団体への支援が行われてきたところでございますが、令和 4 年度から制度の改正、これ、こちらから、町側から見れば、改悪ということになりますけれども、改正が行われ、防犯カメラ 1 基当たりの補助金額が上限 8 万円を 6 万円に減額されたところでございます。

本町においても、佐用町防犯カメラ設置費補助金交付要綱を制定して、同事業への随伴補助を行ってきたところでございますが、このたびの県の制度改悪により負担を地域団体に強いることは、これはできないとの判断から、令和 4 年度より防犯カメラ 1 基当たりの補助額の上限を 4 万円から 6 万円に、町としては増額し、従前と比較して地域への負担が増えないよう、制度改正を行ったところでございます。

以上を踏まえまして、まず 1 点目の同事業で設置した防犯カメラの年度ごとの台数でございますが、本町においては、平成 25 年度から毎年度、本事業による補助を実施しており、平成 25 年度に 2 基、26 年度 5 基、27 年度 4 基、28 年度 5 基、29 年度に 6 基、30 年度に 3 基、令和元年度に 4 基、2 年度に 12 基。これ一気に増えておりますのは、佐用警察署の統合に伴い設置が、多数設置をしたということになっております。3 年度に 4 基、合計、現在 45 基の防犯カメラを設置しているところでございます。

次に、2 点目のメンテナンスに関する要望や意見についてでございますが、昨年度、1 件、修繕等にかかる補助の要望があったところで、現在のところ、それ以外については、特に問い合わせ等はございません。ただし、設置から相当程度年数が経過する、これからカメラが増加してまいりますので、今後、そうした要望や意見が増加してくることは、想定できます。

最後に、3 点目の町としての考え方についてでございますが、現在、兵庫県では、県政改革方針の中で同事業について取り上げられ、県の先導的役割は果たしたとの判断から、先ほどの補助金額の減額に加えて、事業を市町の自主事業へ移行するとともに補助件数を

減少させるなどの制度の改悪が検討されているところでございます。

こうした状況を踏まえて、現在、佐用町として、本補助制度の創設を主導した県の責任、並びに、有事の際のカメラ映像については県警が最大の利用者であること等を考慮し、市町に負担を転嫁することなく、現行制度を維持していただきたいということ、そして、あわせて一般的には、より重要と考えられる地点ほど、早期に防犯カメラの設置が実施されており、機器の年数経過とともに、更新の必要性が高まっているわけであります。

過去には、本制度に基づき設置した防犯カメラにかかる方針に対しましても、これを補助事業にするという、そうした事業の拡充をしていただきたいという声などを、県に届けるべく、西播磨市町長会や兵庫県町村会等からの県との、そうした協議の場で要望を行っているところでございます。

やはり防犯カメラというのは、地域からの要望だけでつけるものではない。今の現在社会におきましては、やはり、私は、県においても、そうした防犯、治安の維持とか、犯罪の抑制、こういうところから考えても、県の警察行政の中で必要なインフラとして、これからも設置をし、さらに維持もしていくということ、このことが大事だということ、知事にも申し上げております。

ぜひ、防犯カメラについては、県にも、そうした考え方で、これからも維持していただきたい。そして、設置する場所も、ただ熱心に自治会、集落がつけてくださいという話ではなくて、最終的には、やはり、どこに必要かというのを、治安の面から見ても、県の警察行政として、しっかりと、やっぱり検討した上で、設置すべきだということを考えておりますので、その点もご理解いただきたいと思っております。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） 先ほどの答弁で、まず、メンテナンスに関する要望がありましたかということで、1件あったということなんですが、台数45台に対して1件ということで、私は、メンテをしていないから要望がないんだなというふうに思っています。

例えば、警察の方から、警察のほうから依頼があった時に、故障で映っていなかったというようなことが、私の自治会でもありました。そういった情報とかいうのは、町のほうには、来ていますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 町のほうに、地域のほうから、そういった、警察からの照会があった時に、壊れていたというような報告を、地域の方から受けたことはございません。

町が、例えば、町有の公共施設等につけているカメラで、年間、大体5件から10件ぐらい警察から、そういう照会があることがございますが、町のほうでも、1件、そういった事例がございましたが、大半は無事稼働をしておりますが、過去には、1件、そういったSDカードの不調といったトラブルもございました。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（小林裕和君） 森脇議員。

2番（森脇裕和君） 私も、なかなかメンテナンスに関するような要望は、なかなか、ないかなというふうに、把握するのはムズイだろうというふうに思っています。

ただ、今後、古くなって、取替えとかいうのが、今後、ますます増えてくるとは思いません。

先ほど、町長の答弁であったように、やはり、防犯カメラを使うのは、警察がほとんどです。何かあった時に、協力として警察の方が見るというのがほとんどなんで、やはり、管理については、ある程度、警察とかと協議をして管理をしてもらうというのが、私も一番だと思うので、そういったことを進めさせていただきたいということと、あと先ほどあったように、みんなが同じように県のほうに要望も出されているようです。出していますので、町としても、議会としても、やはり防犯カメラの必要性は十分理解しているというふうに思いますので、この質問は、もうこれで最後にしたいと思いますので、今後、できれば、警察等で協力してやっていけたらというふうに思いますので、これで質問は終わります。

議長（小林裕和君） 森脇裕和議員の発言は終わりました。

続いて、7番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉議員。

〔7番 児玉雅善君 登壇〕

7番（児玉雅善君） 7番議席、日本共産党の児玉雅善です。

今回、私は、2点の問題について質問させていただきます。

この場では、まず、三方里山公園の変形自転車の管理について、お聞きさせていただきます。

近隣の自治体に比べて本町には遊具を備えた公園が少なく、「孫が来ても遊ばすところがない。休みの時だけでも保育園の遊具を利用させてもらえないか」という声もお聞きしています。

また、今回、議案としても上がっていますが、いこいの広場もでき、1件は増えるんですけども、まだまだ、少ないのが現状です。

そんな中で、三方里山公園は本当に貴重な存在だと思います。ユニークな変形自転車を目当てに、遠く姫路やたつの市などからも多くの方が来ていらっしゃいます。ところが、「孫を連れて行ったんだけど、故障して使えなかった。修理して使えるようにできないのか」という声をお聞きしました。そこでお伺いします。

現在所有している変形自転車は何種類あって、その台数は何台あるのか。

そのうち、貸出しに提供している自転車は何台か。

以前、岡本議員の質問に修理不能の自転車があると回答されています。修理不能の自転車は何台あるのか。

貴重な町の財産です。できる限り修理して有効に活用するべきであると思いますが、見解をお伺いします。

先日、公園に行き管理されているシルバーの方に話を聞きました。その方の話によると、ネットでも紹介され一番人気のある自転車も修理不能ということで倉庫にしまったままになっているが、自転車屋さんはブレーキワイヤーを交換すれば使え、費用も3,000円くらいで直せると言っているということです。また、すぐにパンクするというので倉庫にしまっている自転車があります。これも比較的簡単に修理できると思います。

もう一度、倉庫に眠っている自転車を自転車屋さんに点検してもらって、活用するべき

と思いますが、お考えをお聞かせください。

また、かなり以前に、役場に引き上げたままの自転車が2、3台あるそうです。現在の自転車の所在はどうなっていますか。活用できるのであれば公園に戻すべきではないでしょうか。

以上、この場での質問とさせていただきます。追加の質問は、議員席でさせていただきます。

議長（小林裕和君） 児玉議員、質問、まだ、続くんじゃないですか。通告書、次のページ。

今、通告書はこっちでしょう。次のページにも同じ公園の質問じゃないですか。

7番（児玉雅善君） すみません。次のページあったか。

また、公園の開園時間は何時から何時まででしょうか。

自転車の貸出し時間は何時から何時でしょうか。

公園の管理はシルバーの方がされていますが、何人の方が勤務されているのでしょうか。勤務時間はどうなっているのでしょうか。

出勤して、貸出し時間まで30分しかなく、掃除などもして倉庫から自転車を出すのは大変で、夕方も貸出し終了時間から勤務終了時間まで15分しかないそうです。時間内に自転車を倉庫に収納するのは不可能ということで、おっしゃっています。時間的な調整やシルバーの方の待遇や処遇面など検討するべきではないかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、三方里山公園の自転車の管理についてでございますが、三方里山公園は、旧三日月町が月をイメージした公園として整備し、平成6年度に開園をした公園でございます。それから、もう既に30年近くがたっております。令和3年度の利用者は約4,900人で、うち自転車利用者が約3,800人余りとなっておりますが、やはり、非常に、そうした設備も老朽化し、その都度、修理をしたり、改修したりしておりますけれども、やはり、安全を最優先で第1に考えて、これからも利用をしていただかなければならないということ、まず、ご理解いただきたいと思っております。

まず、1点目の現在所有している自転車は何種類で、台数は何台あるのかについてでございますが、現在、所有もしくは保管している自転車は11種類23台でございます。

次に、2点目の、そのうち、貸出しに提供している自転車は何台かということでございますが、貸し出している自転車は、現在18台で、うち2台が故障で修理確認中でございます。

次に、3点目の修理不能の自転車は何台あるのかということでございますが、老朽化し修理不能ではあるが、車輪等の部品が流用できるために、これを倉庫に保管している自転車が5台ございます。

次に、4点目の貴重な町の財産で、できる限り修理して有効に使うべきではないかという見解についてでございますが、老朽化等で修理が困難な自転車、そして、安全性に、当

然、不安がある自転車につきましては、これは、使用を中止せざるを得ません。

ネットに紹介されて、一番人気のある自転車も倉庫にしまったままになっていて、ブレーキワイヤーを交換すれば、3,000円くらいで直せるということですが、これは、現在保管している平成7年度購入の3人乗りクラシックサイクルのことだというふうに思いますが、地元の修理業者の方に確認したところ、そうした修理金額については、話したことはないということですが、誰から3,000円ということが聞かれたのか分かりませんが、この自転車も非常に老朽化しているわけでありまして。

そして、この自転車は、前方の荷台に小さな子供が座る椅子がついておりまして、身を乗り出した時や急ブレーキ、衝突時に放り出される危険があるために、これは非常に危険な状況、自転車であるということで、故障を機に使用を中止したところでありまして。

すぐにパンクする自転車については、クランクサイクルのことと思われそうですが、今年の7月にシルバーの方に対策方法を教えまして、引き続き貸出しを行っているところがございます。

次に、5点目、もう一度、倉庫に眠っている自転車を自転車さんに点検してもらい、活用すべきということについての見解を聞かせてくださいということですが、倉庫にある使用していない自転車は、地元の修理業者に点検してもらい、老朽化及び修理不能の故障等のため使用を中止をしております。また、他の自転車に部品を流用するために、また、これも保管をしているものもでございます。

どちらにしても、安全が第一ということでありまして、そういう判断の中で、この、今、自転車、貸出しが行える自転車を貸し出しているということをご理解いただきたいと思っております。

次に、6点目の、かなり以前に役場へ引き上げたままの自転車が2、3台あり、その所在がどうなっていますか。活用できるのであれば公園に戻すべきではないかということですが、これも同じことです。引き上げたということは、非常にこれ、危険でもあったり、また、老朽化をしているということで、もう役場のほうに引き上げた、支所のほうに引き上げたということでありまして、この自転車は、もちろん開園当初から、一番最初に買った自転車だということを知っております。それはもう、故障して修理が不能ということで、廃棄処分、当然、廃棄処分といたしております。

次に、公園の開園時間でございますが、特に公園はオープンにしております、規定はございません。

自転車の使用時間については、11月から翌年の2月までが午前9時30分から午後4時15分、3月から10月までは午前9時から午後5時まで貸出しを行うという規定で、実際に運用をしております。

公園の管理はシルバー人材センターに委託をしております、3名の方が交代で勤務していただいております。

勤務時間は、11月から翌年の2月までが午前9時から午後4時30分、3月から10月までが午前8時30分から午後5時15分となっております。

倉庫から自転車を出す時間と収納の時間が現在の勤務時間では不可能ということですが、使用開始時刻から多数の貸出しがあることはまれでありますので、使用状況に応じて、自転車を出し、収納についても、使用状況に応じて、順次、倉庫に片付けていただければ、ほぼ、私は、問題がないというふうに考えます。シルバーの方が、現場で、そうしたことで、時間的な余裕がないと、不可能だと言われるのであれば、もう一度、担当者のほうから、その理由を確認をさせます。

たくさんの方が、いっぺんに使われているわけではありませぬし、先ほど、開園時間もオープンで規定をしているわけではありませぬ。その中で使って、運行をしていただける

ように工夫していただければ、それで十分ではないかなというふうに思います。
以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございました。

安全第一、これは、もちろん、最も当然のことなんですけれども、やっぱり、私がお聞きした、その方、孫を連れて行って、だけれども故障している。この方も、乗り方、（聴取不能）、3人乗りの自転車のことだと思うんですけれども、これ幾らぐらいしたものか。そうした人気のあるものであれば、新しく更新するということはできないでしょうか。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 西本三日月支所長。

三日月支所長（西本和彦君） 失礼します。少々お待ちください。

先ほどの3人乗りのクラシックサイクルでございますが、これ金額が、ちょっと、当時じゃないんですけれど、今、カタログとかで見ますと、30万8,000円となっております。

それと、この自転車につきましては、町長の答弁でありましたように、現在、保有している自転車も荷台の前に子供が座る椅子のようなものがついておりまして、ぶつかった時とか、子供が前に放り出されるといふ、非常に危険であると判断しております。

それと、三方里山公園の自転車のコースなんですけど2メートルの幅でございます。で、クラシックサイクルにつきましては、1メートル20、30、半分以上の幅を取る自転車でございます。小さい子供とかも、ほかの自転車に乗ったりしている状況で、その幅を取る自転車というのは、非常に危険だということ。また、コースの内側に遊ぶところがございまして、そこからコースを横切る時にも、非常に、こういう大型の自転車は危険だということで、使用のほうを中止しております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

そういった事情であれば、あれなんですけれども、非常にユニークな、確かに、見ていても、本当に子供さん、楽しそうに、いろんな自転車に乗ってはります。

また、今後、それに限らず、クラシックタイプのやつに限らず、いろんな自転車に、また、種類も増やしていけたら、より楽しんではないかなと思いますので、そういった面も、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、この公園の管理費、この自転車の管理も含めて、年間で幾らぐらい管理のほうにかかっているのでしょうか。金額的な面でお願ひします。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 西本三日月支所長。

三日月支所長（西本和彦君） 管理費というか、シルバー人材センターの方に委託しておる金額ですが、令和4年度の予算のほうなんですけど、委託料としまして、154万5,000円。これにつきましては、委託ということで、シルバー人材の方でも、自転車の管理と、それから、三方里山の植栽とかの剪定、そういうのが含まれた金額で、令和4年度の予算としては、先ほど言いましたように154万5,000円、予算をしております。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

パンク修理など、比較的簡単な修理、こういったものは、現場で対応できるんですか、一々、自転車屋さんをお呼びされるんでしょうか。

私も昔、自転車、仕事で自転車1日に50台ぐらい売っていた経験があるんですけども、簡単なパンク修理なんかだったら、ちょっと、素人でも簡単にできるんですけども、パンク修理なんかはシルバーの方がやられるんですか。それとも、自転車屋を呼びはるんでしょうか。その点を聞かせてください。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 西本三日月支所長。

三日月支所長（西本和彦君） パンク修理につきましては、地元の自転車屋さんのほうにお願いしております。

シルバーの方も70代とか80代前半の方がおられまして、なかなか自転車のパンクの修理というのは、難しい状況でございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 分かりました。

それと、もう1つ聞きたいのは、一番忙しいシーズン、夏休み中であるとか、そういった一番忙しい状態の時でも、シルバー、毎日1人でやってはると思うんですけども、1人で十分間に合う状況なんでしょうか。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 西本三日月支所長。

三日月支所長（西本和彦君） こちらのほうで、年間の使用人数を確認しておるんですけど、夏休みは、暑いということもあって、私どもが多いかなとは思っていたんですけど、それほど多くないようございます。

夏休みが、例えば、今年度も、もう過ぎておりますので、数字が出ておるんですけど、1日、最大の利用人数が79名で、平均しますと、夏休み期間中の遊具使用が1日17名ぐらいに、平均ですけどなるようでございます。

一番多いのが、やはりゴールデンウィークでございますして、この時は、大体150名前後の方が使われているようです。令和4年度は108名でございます。

その時も、お一人、シルバーの方、1人でお願いをしておるんですけど、町長の答弁にもございましたように、その時に利用の状況、フルに自転車が使用時間中出ているというわけでもございませんので、使用状況に応じて、順次、片づけたり出したりしていただくということで、ゴールデンウィーク中、何日かは、ちょっと、忙しい時もあると思うんですけど、ということで、1名でお願いをしておる次第でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、分かりました。自転車については、このくらいにしますが、聞いたところによりますと、平日なんですけれども、あそこの中央の芝生のところで、ゴルフの練習をしてはる方もいらっしゃるそうです。

それと、この前、先週でしたか、土曜日でしたけれども、私、10時前に行ったんですけども、その時、あそこで、グラウンドゴルフの練習をしている方もいらっしゃいました。そういった、目的外と言いますか、ゴルフなんか打つと、芝生なんか傷みますし、そういった場合、あそこでゴルフなんか、練習なんかすることは可能なんでしょうか。

それと、禁止。特段禁止ということにはなっていないんですか。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 西本三日月支所長。

三日月支所長（西本和彦君） ゴルフとグラウンドゴルフ。グラウンドゴルフにつきましては、そこで練習しておられる方がいるのは、把握しております。

ただ、グラウンドゴルフですので、思いっきりボールが飛んだり、そういうことはないので、危険はないと認識しております、特に使用禁止しておりません。

ただ、ゴルフにつきましては、こちらとしましては、ゴルフの練習というのは、お断りしておるんですけど、私のほうでは、ちょっと、ゴルフの練習をされているという事実を、今年度は確認をしておりますが、もし、そういう現場がございましたら、こちらのほうから使用のほうをお断りしたいと思います。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） そのゴルフの練習しているのを見かけた方は、その場で注意していただいたようなんですけども、そういうふうに、禁止ということであれば、立て看板なり何なりで、ゴルフの練習等をしないように、禁止するという旨を表示するべきではないかと思いますが、そういったお考えはありますか。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（小林裕和君） 西本三日月支所長。

三日月支所長（西本和彦君） ちょっと、はっきり記憶にあれなんですけど、看板に、そういう危険行為の禁止ということは書いてあります。

もし、すぐに確認して、なければ、そういう注意書きも追加したいと思います。以上です。

7番（児玉雅善君） よろしくお願ひします。

それでは、この三方里山の公園については、これぐらいにして、次の質問に移らさせていただきます。

美作市大原でございます、美作市スポーツ医療看護専門学校について、お伺ひします。

その美作市の大阪滋慶学園・美作市スポーツ医療看護専門学校、これが大原に開校したのはいつでしょうか。

また、開校以来の学生数と卒業生は何人か。

現在の在校生は何人いらっしゃるのか。

また、卒業生で、本町内に就職された方、また、本町内に居住されている方は何人か。

在校生で、現在、町内の医療機関などで実習されている方、学生さんは何人か。

在校生の中で、本町内でアルバイトなどをされている学生は何人いらっしゃるのか。また、町内に居住されている学生さんは何人か。

また、町内に、同校の学生さん向けにアパートなどを建てたものの入居する学生が少ないと聞いています。そのことについて、町内でアルバイトされている学生さんが、美作市は家賃の補助をしてくれているけども、佐用では、その補助がないので入居しにくいということをお話されています。学生さんに町内に居住してもらうということは、町内での就職や定住にもつながる可能性があります。そこでお伺ひします。

町内のアパートなどに入居される滋慶学園の学生さんに限らず、日本語学校の学生さんたちも含めて家賃の補助などの施策を充実させるべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、美作市にあります、美作市スポーツ医療看護専門学校についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の美作市スポーツ医療看護専門学校の開校年月と、4点目の当町との関連について、まず、基本的な、ご説明を申し上げた上で、その他の質問にお答えをさせていただきます。

美作市スポーツ医療看護専門学校は、学校法人大阪滋慶学園が運営し、現在、看護学科、介護福祉学科、柔道整復スポーツトレーナー学科を備える専門学校で、平成30年4月に開校されました。開校に当たっては、もちろん美作市が中心となって誘致をされたわけですが、岡山県、兵庫県、鳥取県の3県境6市町村で構成をしている三県境地域創生会議も協力を行い、とりわけ美作市に隣接する佐用町や西栗倉村は、同会議を構成する市

町村の中でも特に関係性が強く、町内生徒の進学先の充実のほか、医療・介護の人材不足の解消、鉄道の利用促進、学生の居住・滞在による賑わいの創出、卒業生の就業・居住など、多分野における地域活性化が期待されることから、開校前、また、開校後においても継続的に支援をしているところでございます。

以上を踏まえまして、それぞれのご質問にお答えさせていただきますが、当学校は町立の学校ではなく、また、町内にある学校でもないため、本町は詳細なデータは持ち合わせておりません。このたび一般質問の通告があり、学校に問い合わせを行ってお聞きした内容で、回答をさせていただきますので、その点は、ご了承をいただきたいと思います。

まず、学生数と卒業生についてでございますが、平成30年の開校以来、入学された学生数は261人で、卒業生は令和3年度末までで64人、令和4年度末に卒業見込みの生徒数を含めると113人となります。

次に、現在の在校生は171人で、そのうち佐用町内に居住している方は10人とのことでございます。また、在校生のうち、町内の医療機関などで実習している学生は、今年度での実績で39人になります。これは、町内の医療機関、佐用中央病院、佐用共立病院などが、主な実習先でございます。

次に、5点目の卒業生で佐用町内に就職された方については、64人中3人ということでございます。

また、在校生のうち、町内でアルバイトされている方、及び卒業生のうち、町内に居住されている方につきましては、学校にも確認しましたが、これは、把握はできないとのことでございます。なお、町内でアルバイトされている方につきましては、佐用地域や平福地域の事業所でおみかけをしたことがございますので、ある程度は、いらっしゃるものと思っております。

最後に、家賃補助などを充実させるべきだと思いがと、その見解についてのご質問でございますが、家賃補助に関しては、議員のおっしゃるとおり、美作市では市外から市内に転居し、当該学校等に進学される方への補助制度があり、そのような補助制度が若者の移住定住促進に一定の効果があることは認識をしております。当町におきましても少子高齢化や社会減により若い方の町外への流出が懸念されているところでもあり、若者の移住定住施策として、町外から移住してきた方への家賃補助のような制度を検討したこともございますが、町外から町内に移住してきた学生などに限定して補助することは、もともと本町に居住され、大学や短大・専門学校等に通学されている方との公平性を欠くことにもつながります。

町のスタンスといたしましては、佐用町に従来から定住されている方も大切に、当然、しなければならないという思いがあり、今年度の4月から大学生等通学定期券助成制度を設け、町内に居住して、通学する大学生・短大生・専門学校生等を対象に支援することで、既に佐用町に定住をしている若い方への支援とともに、この補助制度をきっかけとして町外から移住してくる若者の増加を後押しするよう、移住定住の促進を図っているところでございます。なお、美作市スポーツ医療看護専門学校の学生の方で、実際にこの制度を利用して町内から通学をされている方は、現時点におきましては、2名いらっしゃるということ聞いております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。終わります。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君）

児玉議員。

7番（児玉雅善君） 本町内から美作市、その制度を利用されて通っている方が2名と聞いて、本当に少ないんだと、つくづく思います。何とか、これ、交通の便もいいですからね、智頭線使えばすぐなんですから、もう少し多いかと思ったんですけども、やはり、そういった面、助成策、これをもうちょっと、充実させて、もともと町内に住んでいる方の公平性を欠くという考え方もあるかと思いたんですけども、やはり、この美作に限らず、例えば、近くには県立大学や附属中学校、附属高校もあります。そういった学生さんたちも含めて、佐用町内に住んでいただくための方策を充実させるべきではないかと思いたす。そういった若い方への援助、助成策を、さらに充実させる、そういった方策を打ち立てるべきだと思いたすが、再度、もう一度お願いたします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えします。

美作市さんのほうが、先ほど、議員がご質問の中で触れられました、補助制度でございますけれども、美作市外から美作市内へ、いわゆる住民票を移して、この専門学校、あるいは高等学校、それから、もう1つ該当の学校が市内にあるそうでございます。その該当の学校に通われている方に対して、1カ月で5,000円を支給するという制度をされておられるそうです。

ただし、何か、奨学金を受けられているというような条件が合致される方については、上限1万円というような補助制度を設けておられるということでございます。

まず、美作市と佐用町の一番の大きな違いですけれども、美作市は、美作市内に、その当該学校が、やはりあるということです。佐用町にある学校であればまだしも、美作市にある学校に通う生徒さんに対して、そのような補助を佐用町が設けるといことが、果たして、広く町民の方に受け入れられていただけるかどうかというのは、ちょっと、現時点では、私は、ちょっと、疑問に感じるところでございます。

で、先ほど、議員もおっしゃったように、この学校に限らず、近隣の、例えば、大学、短大、専門学校、こういった学校に通う方にも、そうすればいいじゃないかというようなこともあろうかと思いたすけれども、そうしますと、そういう方に家賃補助をする。そうしますと、町長の答弁にもございましたけれども、もともと、家賃を必要としていない、自宅に住んでおられて通われる学生さんとは、これは、やはり不公平が残ってしまうわけでございます。なので、本年度の4月から通学助成という形で助成を開始をさせていただいたという次第でございます。

美作市のように、当然、市外から市内に來られて、來られることによって、そこの市のにぎわいだったり、地域創生につながるという判断をもって、そういうふうにするという、一定数効果があろうかとは思いたす。

ただ、佐用町の現状を見ますと、今のところ、なかなか、そこまで町民の方の合意というか、そういうところまではいっていないんじゃないかというふうに、私のほうは感じているところでございます。

この定期補助でございますけれども、最大で5,000円までは定額。それから、5,000円を超える部分については、2分の1をとということで補助をしております、1カ月の上限が8,000円という形で補助をさせていただいております、今、40名から50名の間ぐらいの、今年度開始から実績があろうかと思いたす。

先ほど、美作市の方の専門学校に2名ということで、少ないというようなご指摘がご

ございましたが、このアパートを佐用町内に建設されましたのが、今年の3月ぐらいだったのではなかろうかと思っております。もう既に、進学される方等の住居が、ほぼ決まりかけていた頃に出来上がったというようなことも理由としてはあろうかと思えます。

今年度に入りましてからも、商工観光課長、移住定住の担当課長と私も学校のほうに、この佐用駅近辺にある民間のアパート等をつくったチラシもお持ちをいたしまして、なるべく佐用町にもお住まいいただけるように、また、アルバイト先等も佐用町側では充実しておりますので、そういうPRも含めて、学校のほうにも説明に伺ってまいったところでございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

美作市に限らず、近隣の学校の生徒、学生さん、1人でも多く、佐用町から通っていたければ、いろんな面で今後の定住にもつながる可能性もありますので、少しでも増やしていただけるよう、より充実した支援策を、さらにやっていただきますよう、お願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時15分とします。

午前11時55分 休憩

午後01時15分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、9番、千種和英議員の発言を許可します。千種議員。

〔9番 千種和英君 登壇〕

9番（千種和英君） 9番議席、千種和英でございます。アクリル板が設置してありますので、マスクを外させていただきます。

本日は、通告に基づき、3件の質問をさせていただきます。

まず、1点目、収益的施設・事業等の不採算をどう考える。

町内には多様な町有施設が存在し、その役割や機能、管理方法も多様であります。

役割や機能については、日常的に町民の皆さんが利用され健康や福祉、文化的な生活を営むために必要な施設や、町内外のお客様に活用していただきサービスを提供する施設があります。その維持管理コストは、住民サービスの一環として公費で賄うものと、利用さ

れる受益者に負担していただくものがあります。その管理方法においても、町営として直轄で運営するものや、指定管理施設として、その運営を管理者に委託しているものもあります。今回の質問では、その中の収益的な機能を有する施設の不採算について、町長の見解を伺います。

継続的にその経営状況を質問している「佐用まなび舎農園」や毎年の決算審査の際に質問のある「笹ヶ丘荘」の経営に関しては、その役割や町内にその機能を有する施設が他にないため不採算ではあるが不採算費用を売電収入や町の予算措置により、その経営を維持するとの方針ではあるが、他の収益的施設も含めて不採算はどう考えるのか。

例えば、南光自然観察村では、令和3年度約3,300万円の使用料収入があり、監査意見書においてもインターネット予約導入などで過去最大の売上げを記録したことを評価されています。ただ、運営費に約3,600万円余りが支出されています。町外からの利用者が多く、その維持管理・運営に関するコストは利用する受益者に負担いただくべき、また、収益事業にすべきだと考えるがどう考えますか。

不採算の原因はどこにあると考えますか。

また、その運営を株式会社としている株式会社元気工房さようや株式会社道の駅平福においても、その収益性をどう考えますか。

特に元気工房さようについては製造・販売施設に、今後、大きな投資を行うが採算性については、どのように考えているのか、町長の見解を伺います。

この質問は、こちらからさせていただきます。再質問並びに、あと2件の質問は、議員席のほうからさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、町が設置しております収益的施設、その施設の事業等、不採算性をどう考えるかということについてでございますが、議員ご発言のとおり、町有施設の維持管理コストは決して安いとは言えません。しかし、これらの施設は、それぞれ、いずれも町民サービスを提供する上で必要な施設であるということで、設置をしているものでございます。

その施設の内容、いろいろ違っておまして、一律に、これを論議する、議論することはできないところも、面もございしますが、当然、それぞれの施設全て、コストの削減に努めながら、維持管理をしているところでございます。

そこで、議員の言われる収益的な機能を有する施設の採算性をどう考えるかということでございますが、いずれの町有施設も、行政として設置をしておりますので、公益性という目的が収益的な施設であったとしても、やはり最優先にあり、収益のみを求めるものではないということを、まず、このことはご理解いただいていると思っておりますけれども、念頭に置いてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、一例を申し上げますと、南光自然観察村は、条例で「恵まれた自然環境の中で、健全で手軽に楽しめる野外活動の場及び自然観察の行える場を提供し、自然の大切さの認識並びに都市と農村との交流の促進及び地域の活性化を図る」ということを定めております。

また、笹ヶ丘荘につきましては、町民の多様なニーズに応える福利厚生施設としての役割も保ちながら、運営を続けているところでございますが、施設的には、ログハウスも含め経年劣化も進み設備の老朽化も見られる中で、健全な運営に向けた、抜本的な検討が必

要であることは、これまでも、皆さんにもご説明を申し上げてきておりでございます。

佐用まなび舎農園につきましては、9月の一般質問でもお答えをさせていただきましたとおり、安定した太陽光発電事業を基盤として、運営を補完して、若い人たちが取り組めるような、これからの新しい農業に挑戦をしていこうという目的で、事業を開始したものであります。しかしながら、なかなか、この計画どおり運営ができていないという、非常に苦戦しているという状況につきましては、これまでも、何度もご報告をしているところでございます。現在、3か年計画で収支の改善を図ってきたところでございますが、この3年間で、赤字幅、経営、かなり改善がみられてきておりますけれども、まだ、今年度末での収支均衡に至るまでには難しいという状況でございます。しかし、先ほども申し上げましたように、これは、太陽光発電事業の安定した収益によって、運営を行っておりますので、組合自体の財務状況は、当然、健全に運営はできておりますので、引き続き、次期計画を策定して、さらなる農園の経営状況改善に向けて、まず、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、この事業は、そうした組合ということで、IDEC株式会社との共同経営、設置でございますので、町だけでは判断することはできませんが、こうした計画に、さらに策定をして、経営改善の努力をしながら、その状況を見て、適切な時期に、やはり判断、最終的な判断は、IDECとも相談し、検討、判断をしていかなければならない。そういう時期というのは、いつまでも先に延ばすというわけにはいかないというふうに思っております。

南光自然観察村につきましては、ネット予約の導入や使用料の見直しなどの効果によりまして、令和3年度には、使用料収入約3,300万円に加えて、まき代などの雑入が約300万円あります。収入総額は約3,600万円と、過去最大の収入額となりました。平成21年災害の年には収入総額が1,500万円にも満たないなど、この災害以降、収入金額の低迷が続いてきたわけでありましたが、平成30年度以降は3,000万円を上回り、経営改善等の効果がみられてきたと思っております。

今後も健全な施設運営に向けて、キャッシュレス決済の導入など利用者の利便性向上を図り利用者の増加による収支バランスの均衡を目指していきたいというふうに考えております。

ただし、当施設につきましては、先ほど申し上げましたように、収益事業としてだけでなく、地域の皆様方に、ご協力いただき、農産物や食材などの試験的販売にも取り組むなど、地域の活性化に資する施設として、また、交流人口増加に向けた観光拠点の1つとして、運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、株式会社道の駅についてでございますが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症による減収分1,000万円を町が支援をいたしました。独立採算を基本として、地域の代表である役員の皆様を中心に経営努力が、これまで続けられてきており、今後も地域と町が力を合わせ、健全な運営に取り組んでまいりたいと思います。

元気工房さようにつきましては、令和2年10月に、ふれあいの里上月、味わいの里三日月、南光ひまわり館の3つの直売所を統合して、再スタートを切ったところでございます。統合の理由といたしましては、売上高の減少傾向が続いていることと、少子高齢化と人口減少により従業員不足や生産者、購買者の減少など、経営改善をはじめとする、様々な課題を解決するためでございます。また、いずれの施設も、建設から20年以上が経過をし、建物だけでなく、設備も含め、老朽化が相当進んでいるため、それらの改修が大きな課題でございました。

その課題解決のために、令和3年度において、直売所運営事業の基本構想を策定し、経営改善と製造体制の合理化による安定経営を目指すこととしたところでございます。

その中で、製造体制の合理化のため、加工所機能の統合及び直売所のリニューアルを行い、施設環境を整えた上で、経営改善に取り組むことといたしております。

このリニューアル事業につきましては、これまでもご報告させていただいておりますとおりでございますが、現在、実施設計を行っており、来年度以降に改修工事を実施する計画でございます。

事業計画につきましては、より有利な国庫補助金等の財源確保に努めておまして、そのため、事業スケジュールに若干の変更が生じておりますが、現時点におきましては、令和5年度に味わいの里三日月の直売所及びレストランの改修とふれあいの里上月直売所のリニューアル工事を行い、令和6年度には、隣接する食材加工場及びみそ加工場の建設、令和7年度にそれぞれ旧施設の除却及び駐車場等の外構整備を実施するという計画でございます。

事業費につきましては、このところの異常な物価高騰の影響を受けまして、当初、予定をしております予算額より相当増えるというような見込みでございますが、設計内容を十分に見直すなどしながら、事業費の節減にも努めながら、事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

これだけの大きな投資を行うため、当然、経営改善による利益の確保は必須でございますが、具体的には、主力商品であります「もち大豆みそ」の生産量を現在よりも5割以上増加させるとともに、直売所における販売商品の充実や加工品の製造販売、レストランの充実など販売額の向上に努めるほか、会社統合による事務経費等のコストの削減にも努めていただいて、安定した雇用と農産物を出荷される農家の皆さんの意欲向上を図っていただきたいというふうに考えております。

また、今回の大規模改修事業は、町で実施させていただいておりますが、改修後は、その維持管理費用等について当然、「元氣工房さよう」において担っていただくように、町としても必要なサポートをさせていただきながら、経営改善に取り組み、経営を行っていただきたいということ、株式会社として、元氣工房の発展を期待するところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 答弁の中でありました、それぞれの施設、一概ではないということであり、また、公益性に重きを置く、収益のみではないという答弁がございました。

私のほうが、ここで例に出した各施設について、いろいろと細かくも方針等々をおっしゃっていただいたんですが、いろいろと、そこに関しても質問したいんですが、今回は、これ個々に対しての運営の方法ではなく、やっぱり全体としての運営の方針、特に、収支採算面から見た、今後の運営の見解を問いたいということなので、それをやめて全体としての見解をお尋ねします。

午前中、ほかの議員の質問にもあったように、佐用町の財政でございます。その中で、今後、僕自身が考えているのは、大幅な増収の増加というのは、今のところでは見込めないのではないかな。残念な話なんですけれども、と思っております。

まず、それについての見解を伺いたいのと、その背景の中で、公共施設の維持管理というのは、今からコストがかかってまいります。

今回、特に、質問させていただいているのは、当然、公益性があっても収益じゃないんですよという話なんですけど、収益の見込める可能性のある施設でさえ、維持管理についてコ

ストがかかる。不採算というのは、もう少し、コスト意識であったり、収益にこだわってもよいのではないかなとは思いますが、もう一度、ちょっと、そのへん、今後の税収と考えた上での見解をお聞かせいただければと思うんですが。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 千種議員も、今、おっしゃったとおり、これからの町の基本的な収入であります税収と、これはもう当然人口も減少してまいります。交付税も当然、人口に対して、基本的な交付税額というのが、算定もされてくるわけですから、人口が1万人になれば、1万人の中で財政需要額がどれだけ要るか、それに対しての交付税の交付と、算定ということになりますから、相当、交付税も総額は減ってくるだろうということを覚悟しなければならないと思います。

こうした町が持っている事業の中で、本当に学校とか文化施設とか、そういう本来、町民の福祉施設とか、そういう施設は、そうした住民サービスの基本的なことを行っていくために必要な施設として、交付税等の財政需要額、そういうものにも算定をされるわけですが、いわゆる収益的な事業を伴うようなもの、こういうところは、何も国から見れば、町が、自治体が絶対に、これをやらなきゃいけない事業でもありません。

ですから、そういう面でも、採算性というのは、本当に、しっかりと考えながら、この事業を進めて行かなきゃいけない。運営していかなくちゃいけないということは、当然だというふうに思っております。

採算と言っても、ただ、この中にも、こういう目的が、いろいろありますし、それぞれ、先ほど言いましたように、一概に全て一つ一つを見ていけば、かなり中身は違ってくるところがあるんですけれども、ですから、今回も議員の一般質問の中にも、公共施設のこれからの維持管理、公共施設管理計画、これも町も策定をして、そうした福祉サービスとか教育とか文化、そういうものの施設も、当然、これから大きな、存在する限り、維持経費というのは、相当の維持経費がかかってくるわけですから、これも十分に社会状況、佐用町の今後の将来を見据えながら、やはり統合なり廃止もするところは廃止もしていかなければなりませんし、また、こうした、今、行っている事業についても、今のところ、きちっとした財源があって、それが、他の事業に大きな影響がないような形で進めてきておりますし、造る時には、いろんな補助財源とか、そういう国の制度なんかも活用して、非常に町としては、かなり大きな事業でも、そうして事業を実施できるわけですが、これが実際、運営が始まりますと、そういうものはなくなりますから、特に、元気工房なんか、当然、10億を超える投資をしていった中で、ここらあたりの運営、株式会社として運営をやっていただきますけれども、最終的には、やっぱり町も一体となった、これ、経営という形を考えなきゃいけませんから、このへんは、十分に、慎重に、やっぱり、やっていかなくちゃいけないということ、この認識は強く持っております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今の答弁の中でありました、やっぱり、その認識というのは、僕も共通して持っているんですが、先ほども挙げられましたように、やっぱり教育であったり

文化、医療、福祉等々、当然、ここの部分では、僕自身も採算を、収益を求めてくださいとは、当然、言っていません。それは、住民サービスの一環としてするんですけれども、それ以外にでも、先ほど言われましたように、個々のことは言いませんという話をしたんですが、まなび舎農園も売電収入のほうで、十分賄えているので、当然、合同会社の中では回っているということなんです、本来の目的であれば、そこで売電収入が赤字補填に使われなければ、それは住民の福祉とか、また、支援に使えた額なので、それが、先ほど言いました不採算が前提のところじゃなしに、採算が合えば、ほかのところに使えているところが、今、ちょっと不採算というところに、僕は疑問を持っているというところなんです。

通告で、例に挙げた施設以外にでも、使用料を徴収して、ある施設等々もあります。町民プールのあめんぼやスピカホール等もございます。現実から言えば、これも町長の、いろんな僕、答弁の中でいただいているように、その施設の機能が町内にはないので、当然、それはもう収益じゃないという形で運営をされているということなんです、先ほど言いましたような、何とか収益が見込めそうな、せめて最低でもトントンに持って行けそうな施設の運営を、もうちょっと、コスト意識を持つということは、持たずに、やっぱり不採算になっていることは、これ裏を返せば、そういった財政の負担が町民の負担にかかっているのじゃないか。それが、そこが普通に予算措置をしなくていいのであれば、そういった予算は、町民のほかのところに回せるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それはもう、言われるとおりになんです。

ただ、じゃあ収益を上げて、採算性が取れるように、それぞれ改善はしたり、努力はしておりますけれども、そう言われる施設は、そんなには、私は、存在していない。

逆に、町としては、実際に、一般会計からの繰入れをしてでも、きちっと運営をしていかなきゃいけない施設のほうが多い。それは、例えば、水道施設でもあり、同じことなんです。これも。水道や下水道も1つの事業ですから同じです。

幾らかのスポーツ施設なり、文化施設なんかでも使用料はいただいておりますけれども、それは受益者から幾らかいただきながら、もともと採算がそれで取れるもの、賄えるものではないということは前提であります。

そこに、1つ大きな、それは、今1つの町として、課題として持っているのが、そうした、笹ヶ丘荘であり、まなび舎農園であり、そういう中と同時に、道の駅とか、今言う元氣工房さよう、このあたりの、先ほども説明しましたけども、道の駅なんかも、これまで、何とか収支トントンでも運営をしてきていただいたし、元氣工房さようについても、かなり何とか収益をトントン、上げながら、大きな、そうした財政的な欠陥、不足、赤字にならずにやっていけるという見通しの中でやっておりますので、ですから、そうした施設というのは、当然、先ほど言われるように、赤字がなければ、ほかにも使えるんだから、当たり前前の話なので、そこを改善をするという努力は、本当に真剣にやっぴいかなきゃいけませんし、それがいつまでも財源があるわけじゃないんで、ある程度、努力して駄目なものは駄目として、何とかほかの方法を考えるという、やっぱり、そのことの、また、努力も、当然、必要だというふうに思っておりますので、そういう認識は、十分、議員と同じように、しっかりと認識を持ってやっております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 今、答弁の中で、改善の努力、ほかの方法も考えられないのかというようなことが出ました。

そこで、僕自身、最近、ちょっと、いろんな勉強に参加させていただいて、こんなのはどうかなと思ったんですけども、本当に、中長期的に、ほかの運営方法を考える必要があるという中で、公設民営という方法、行政経験の長い町長に、今さらいうのもそうなんですけど、というのは、どうなのかなというふうに思っております。

身近で言えば、津山市の例なんですけども、津山市にガラスドームの大きなプールがございました。平成 10 年に建設され、経年劣化、老朽化が進んだガラスドームのレジャープールなんですけど、これ自体も採算に合わず財政を圧迫していたというところでございます。

今回、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の推進に関する法律、いわゆる PFI 法というのに基づいて、民間事業者の資金で改修をして、プールを諦めて、ニーズのあるトレーニング施設に改修して運営することによって再生をされております。

今現在、この PFI 法によりまして、RO というんですけども、所有者は公共側が持ったまま民間事業者が施設を改修し、維持管理と運営を行う。

また、先ほど言いました PFI というのにつきましても、公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法でございます。

これに関しまして、この津山のドームに関しては、RO-PFI、コンセッション方式という日本で初めての公民連携の手法で財政的に非常に楽になったという事例でございます。

今、僕もいっぱい勉強してきたので、読みながら言ったので、この方法に対してどうこうというんじゃないんですけども、今後、やはり長期的に見た時に、こういった手法の導入。と言いましても、すぐに、そういった民間企業さんがいらっしゃるわけでもなく、また、そういったことを担う人材がいるわけでもないんですけども、ちょっと、中長期的に、こんなことも考えながら運営方針を模索するというのは、どうでしょうか。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私も、そういう方式、方法は、今、ある程度、模索されているということは、十分、まあ十分じゃないな。千種議員ほど勉強していませんけれども、当然、知っておりますし、例えば、水道なんかの施設も民間に経営を委託してしまうとか、それから、ごみの処理施設、こういう施設も民間がつくって、それに委託すると、こういうことも、大きな事業としてもされております。こういうことも可能だということです。

ただ、そこには、実際、誰が経営しても、必要な経費、かかる経費、コストというのは、そんなに大きく変わるものではない。町が、直接運営していて、無駄なことを、どんどんしているかと言ったら、そうではないんですね。

ですから、そういうことができる前提になる条件が整っているかどうか。民間だって、儲からないものは受けません。よく、不採算のところの施設を、民間が指定管理委託を受けて、何年間して、その間、4 年なら 4 年、3 年なら 3 年、5 年なら 5 年を、赤字分は、そ

の委託した市町が補填をして、実質の運営者の赤字にはならない。それで、その間やっておいて、じゃあ、それがなくなりますよといった時点で、もう経営できませんから返還しますとか、こういうことの例というのは、本当に、いっぱいあるんですね。

だから、そう簡単に、それを、どこかができたというのは、それなりの条件が整っていたということが、ある程度あるというふうには思います。

ただ、民間、町が、直接、そういう、本当に運営をすべきかどうか、そういうことは、やっぱり考えなきゃいけない。だから、私は、常に、そういうことは、頭に考えながら、ああしたまなび舎農園なんかも民間事業者と協働して、やはりリスクを抑えながら、町としてだけではなくて、民間のノウハウ、そういうものを入れながら運営をできないかということで、取り組んだところでもあります。

それから、プールなんかについて、特に、佐用町にも温水プール、これも当然、設置をして、これは民間に委託をしてというような、しても同じように経費はかかって、運営について、ああして、スイミングスクール等は民間の運営会社に委託しておりますし、あそこらあたりの施設の、確かに、使用料だけを、使用料を安く抑えていますから、それで運営はできておりませんが、その使用料とか、そういう表に出てくる決算上だけの採算じゃなくって、あそこの、あの施設を見ていただいたら分かるように、小学校のプールを建設せずに、小学校プールとして一緒に使えるようにしている。その時に、小学校をつくり直しておれば、億というお金がかかっております。

それから、その後、小学校のプールとして運営、ちゃんと、毎年の維持管理をするためには、やっぱり何百万円というお金がかかるわけです。

さらに、あそこは、高校のプールも一緒にして、町は、直接の経費節減になっていませんけど、県にしたら、何億という節減にもなっている。

だから、私は、そういうことは、やっぱり、当時から、いろいろと、やっぱり合理的に考えながら事業は行ってきておりますので、ただ単にものをつくったというだけではないというふうに、このへんは、また、何回も言っていることですが、ご理解いただきたいと思います。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 理解しておるつもりでございます。

先ほど、例に出された水道とかごみ処理、また、プールの件につきましても、僕も先ほど、質問の中で言わせていただいたんですけれども、当然、これは公益性で運営しているところ、今回、僕の質問で訴えているところは、先ほど言いましたように、冒頭に言いました収益が出る可能性があるところ、売上げが、どんどん上がっているところこそ、民間に運営もお願いをして、先ほど言いましたように、不採算の部分をなくしていくというような形が考えられないか。

どこでも、そうですけども、単なる指定管理というのは、どことも、やっぱり苦勞はされているので、それを何とかするというんじゃないし、反対に収益が上がる可能性のあるところを、考えられないかということでございます。

と言いながらも、先ほども言いましたように、じゃあ、民間の企業、そんなところが、すぐに出てくるわけでもないですし、それに携わる人材が、すぐにでもいるとは思いますが、これ、先ほどの津山市の例ですけども、この再生を主導したのは、津山市の職員でございます。建設系の技師の職員なんですけども、僕も先週の土曜日に姫路で開催されま

した公共空間の活用のセミナーというのに参加をしてまいりました。実は2時間で、僕、一番安いコースで申し込んだんですけども7,700円。一番高いスポンサー枠というのは、2時間参加するのに10万円払ってでも参加する方がいらっしやったんですけども、実は、全国から70人以上が受講に来られていました。僕の前に座っていらっしやった方は、北海道の札幌から参加したんですということだったんですけども、その中には、神戸市の職員さんであったり、津山市の職員、先ほどのプロジェクトを推進した職員だったんですけども、都市経営プロフェッショナルスクール、公民連携事業課程という、全く民間が開催をしているセミナーだったんですけども、名前は存じ上げたんですけども、たまたま、この通告を出した後に、先週の土曜日に知り合ったんで、いろいろ話を聞かせていただきました。

先ほど言いましたように、民間に委託をして、何とか、この収支を合わそうとしても、民間の企業が、すぐに現れるわけでもない。じゃあ、そういった人材がそろうわけでもないということなんですけども、これも普段から一般質問の中でさせていただいています職員の学びの部分ですね。というのでも、もう少し視野を広げて、こんなところで勉強をしてはどうなんだろうか。また、このようなプロジェクトを提案して、推進できるような町役場の職場環境にしていくことが、町長、いつもおっしゃっています、なかなか、人材も集まらない。ほかの市役所と比べると、給料が安いので、なかなか人材が集まらないということなんですけども、やっぱり、こういった人材に生きがいを持った仕事をしてもらうというようなことを、ちょっと、長期的に考えていって、人材を整え、そして、民間企業との接点もアンテナ感度を上げ取り組んでいくようなことをすればいいんじゃないかということ、これは提案させていただいて、この質問を終わらせていただきます。

〔町長「(聴取不能)、終わると言われるから、質問があったらお答えせないかなのかなと思っただけです」と呼ぶ〕

9番(千種和英君) ありますか。ご意見でも。

町長(庵途典章君) いやいや、(聴取不能)と言われたから。

9番(千種和英君) すみません。はい。

それでは、次、行かせていただきます。

事業承継の伴走的支援の必要性をどう考えるか。

町内の個人事業者が次々と廃業をされています。廃業は、その事業者のその後の生活はもちろんのこと、その事業を利用している地域住民の生活にも大きな影響を与え、地域の利便性や魅力が低下し衰退を加速させる一因となっています。廃業は事業主の高齢化と後継者がいないことが大きな原因であります。

佐用町商工会と協力して起業や創業の支援、業務改善や販売促進の指導、補助金や助成金の活用、インボイスや電子帳票制度導入への対応指導等、多岐にわたる伴走型小規模事業者支援推進事業を実施されています。事業承継においても令和3年度にはセミナーを開催しましたが、このセミナーの内容は、後継者への引継ぎという内容でございました。町内事業者の後継者の有無や中長期的な事業継続の意思の調査、それが無い場合の第三者への事業承継の提案や支援、移住促進との連携が有効だと考えますが、町長の見解を伺います。

議長(小林裕和君) 庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、次のご質問でございます事業承継の伴走的支援の必要性ということについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

本町では、令和2年度から後継者や第三者に事業を承継し、建物のリニューアルや生産性向上につながる設備の導入、チラシやホームページの作成を行う場合に、対象経費の3分の1、上限100万円を補助する小規模事業者事業承継支援事業を実施いたしております。

本事業につきましては、令和2年度に第三者承継をされた事業者が活用され、設備の導入を行われたところでございます。

また、商工会が令和3年度に実施した事業承継セミナーでは、事業承継を検討している6名の事業者の方が参加をされました。今年度実施の事業承継個別相談会には6名の事業者の方が参加し、個々の事業承継について専門家からの助言を受けられたところでございます。そのうち4事業者については、事業の承継を進められており、後継者への承継が3件、第三者への承継が1件となっております。これらの方は兵庫県が実施する事業継続支援事業を活用して、家賃補助や設備の導入を受けられる予定でございます。

後継者の有無や中長期的な事業継続の意思の調査、第三者への事業承継の提案や支援をとのことでございますが、現状といたしまして、事業承継を考える事業者の方は事業をやめようとしていることを周りに相談されないことが多くて、相談されたとしても事業をやめられる直前であったり、兵庫県事業承継・引継ぎ支援センターなど遠方の支援機関に直接相談される場合が多く、身近な周囲には相談しにくいとお話も聞いておりますので、事前に意思の調査を行っても、正確な状況を把握することは難しいのではないかというふうに考えられます。これまで、町や商工会で事業の継続について、ご相談いただいた場合には、後継者への承継や、それが難しい場合には第三者への事業承継についてご提案をさせていただきます。

事業承継は、地方経済が抱える大きな課題でもあり、千種議員のご質問のとおり伴走的支援の重要性も認識はいたしております。ただし、その方法等については、事業者や地域経済団体等の意見が反映された、効果的な支援でなくてはならないというふうに考えておりますので、商工会をはじめ郡経営者協会など経営者側からの積極的なご意見等がございましたら、どうぞお聞かせいただけたらというふうに思うところでございます。

そういったご意見を参考にし、商工会や地域経済団体、兵庫県などと連携を図りながら、事業の継続に向けた支援策の検討も行ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、このご質問に対するお答えとさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（小林裕和君） はい、千種議員。

9番（千種和英君） しっかりした事業支援がされているとは思いますが、これを出した後なんですけれども、佐用町内でも食料品店が廃業をされました。昨日のほかの議員からの一般質問の中で、具体的な商店名も出ていたんですけれども、この質問の中でありましたように、当然、お店への影響というのもあるんですが、当然、地域への影響、消費者の方への影響というの大きいございます。その業者さん、移動販売、佐用町でも支援をされていたと思うんですが、廃業されたということは、当然、その移動販売等々も辞めら

れたのかなと思うんですけれども、その後というのは、どんな形になって、フォローとかはできているんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） おそらく千種議員おっしゃっていますのは、私の生まれ育った家のごく近くの業者さんのことだと思うんですけれども、早めに、ちょっと、お話は伺っておりましたが、できるだけ大事なお客様に直接お話ししたいということで、他言は差し控えてほしいということで、私1人の胸の中にしまっておったというところではございますが、残念ながら、11月いっぱいをもってお店のほうをお辞めになられました。

そのお店の方は、町内、週に5日間、移動販売に携わっていただいております、相当、広範囲を回ってくださっております。かれこれ、10年余り移動販売を続けていただいたわけなんですけれども、11月いっぱいでお辞めになるということで、実は、約10年余り前に、これも千種議員もご存じのとおり、ある国の事業を利用いたしまして、100%補助の事業だったと思うんですけれども、これで試験的に移動販売に取り組んでいただいた事業者さんが、別にもう一方ございまして、その方と連絡を取り合う中で、何とか、1日ぐらいであれば、頑張っ、今、お辞めになった業者さんが回られているところを、頑張ってみてもいいよというようなお話を頂戴できたものですから、何とか、ご無理を聞いていただきまして、今、別の、既に、もう1社やっておられる事業者さんが、1日、日を工面をつけていただきまして、1日だけではございますけれども、お辞めになった事業者さんが回られているところの一部を回っていただくと、それは、場所については、当然、10年ほど前に回っておられました地域を事業者様のほうが選ばれましたので、そちらを回っていただいておりますけれども、完全ではございませんが、お辞めになられたところの一部ではございますけれども、今、また、もう1社の事業者様が、その役割を担っていただけるようになりましたので、実は、昨日から、移動販売のほうを始めていただけることとなった次第でございます。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） やっぱり、買い物難民という言葉が言われて久しいんですけれども、やはり、そういった形で、この町内でも、やっぱり買い物困られている方、そうやって支援をしていただいていることは、嬉しい限りでございます。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、やはり廃業される方というのは、なかなか、事前に相談をされない。また、されても直前ということで、なかなか、承継というのも難しいところではあるんですが、現実問題、僕も事業経営に関わっている立場から言いますと、廃業前とか、廃業直後というのは、その事業者が営まれた時にお持ちになっている経営資源ですね、経営資源というリソース、よく言われる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」というのが、そのまま引き継げるんですよ。

「モノ」であれば、当然、店舗もそうですし、重機や、もっと言えば在庫も引き継げることが可能であります。

また、無形の部分、そのお店のお客さん、やっぱり引き続いて、ここで買い物しようか

だとか、これ事業をしている人間だったらよく分かるんですけども、仕入れ先とか信用というの、なかなかゼロから始めようとするとなんていんですけども、それをお持ちやと。それを、きっちりと承継していくというのは、次される方も非常に楽じゃないかなというふうに思っています。

その中で、先ほどもありましたように、なかなか、相談されない。直前でということなんですが、やはり、佐用町の商工業につきましては、町のほうから商工会と連携してされており、なかなか情報が入りにくいんですが、佐用町の商工会には経営指導員という方がいらっしゃるようで、やはり常に事業所さんを回られております。

先ほども言いましたように、相談されない。直前というのと同時に、やはり、第三者に事業を承継するのは、やっぱり恥ずかしいだとか、格好悪いというイメージをお持ちで、なかなか、そういった概念もお持ちじゃないというのが現実じゃないかなと思っています。

そういった意味でも、担当課と、また、佐用町商工会が連携をしていただいて、そういったことを、ちょっとこまめに、当然、今日、明日、辞めますよというんじゃないですけども、見れば分かりますよね。あと10年、20年続く業者さんなのか、あと後継者がいらっしゃるのかというのを、いろいろ判断しながら、そういった指導を商工会が指導することを、担当課として指導していただくというのは可能でしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 指導という大それた言い方は申しませんが、本町の場合、非常に町と商工会様とが本当に二人三脚でやっている事業が多ございまして、ほかの地域から見ても、なかなか珍しいというご意見もよくいただくんですけども、本当に、お互いの信頼関係に基づきまして、そういった、いろんなご意見があったことは、双方が共有する中で、商工会のみならず、先ほど、町長の答弁の中にも名前が出てまいりました、例えば、郡の経営者協会様でございますとか、そういった経営のプロフェッショナルの方がいらっしゃるような団体等のご意見も聞く機会を、これからは、さらに増やしていきたいということも考えてございまして、そのへんも含めた中で、本当に各種、そういった関係団体が力を合わせて、こういった問題に取り組んでまいりたいという考えは持っております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） この事業承継につきましては、昨日も夕方の関西ローカルのニュースでも取り上げておりました。県内各地でも黒字廃業というのが、非常に増えておるとい形でございます。お店はもうかっているんですけども、廃業するんです。それは何か言って言ったら、先ほど言いました経営支援、リソースの中で「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」。「ヒト」がいないんです。後継者がいないんですということでした。

佐用町で廃業されるのも、その方が多いのじゃないのかなと思います。

その中で考えますと、やはり家族内で少ない。後継者がいないとなりますと、これも最近増えていきます移住される方、定住対策の一環として、ひよっとすれば、こんな、これもまた、なかなか、いろいろとプライベートがあつて難しいとは思いますが、こん

な業種をする人を求めていますよみたいな形で、まだ、廃業される前に、引き続き、丁稚じゃないですけども、一緒になって事業をやりながらスムーズに事業を承継するというようなことを、移住対策の立場からというのは考えられないですかね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 実際、移住されて来た方が、御商売を始めるという事例が結構ございます。

で、そういった意味で、新規創業事業の補助金なんかも結構、本町の場合は、非常に有効にご活用いただけているというふうに思っているわけなんですけれども、おっしゃるとおりで、移住されてきて、非常に高い確率で飲食店を始められたりとか、それから、自営を始められたりとか、宿泊施設を、民泊を始められたりとか、そういう積極的な取組をされる方が、非常にリスクが高うございますので、当然、移住と起業、こういったことは、これから一対で考えていく必要がある時代が来ているというふうには感じております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 移住してきて創業される方、我々もはたからですけども、いろいろ見ているんですが、移住される方、割と嗜好品的なお店が多いので、できれば、何とか、上手に助言しながら、日用品、住民の方々が普段なくてはならないようなお店とか、業種に携わっていただけるような、何か、取組を考えていただければなと思って、これは、また、提案で終わらせていただきます。

3点目の質問させていただきます。

いなちくロングライドの効果と課題は。

11月13日に開催予定であった因幡街道・千種川ロングライド in 佐用 2022、通称、いなちくロングライドは荒天のために中止となりました。

募集人員800人と、県下では淡路島で開催され全国的に有名な淡路島ロングライド150、アワイチと言うらしいですけども、これに次ぐ規模となり、佐用町を代表する観光コンテンツとなっております。当日に限らず、事前や事後に試走のために来町されるライダーも多数見受けられました。中止になったにも関わらず当日の代替イベントに多くのライダーが来町され、参加いただき、主催者のもてなしに感動し、ぜひ来年以降も参加したいとの意見も数多く寄せられたと聞いております。

準備においては、実行委員会に町外在住の若者も参加し、既存の実行委員会組織にはない運営方法の提案や情報発信、参加者募集に大きな役割を果たしてくれました。この事業の効果と課題、そして、今後の継続開催についての町長の見解を伺います。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、いなちくロングライドの効果と課題について、ご質問に

お答えをさせていただきます。

因幡街道・千種川ロングライド in 佐用は、サイクリストから、通称、いなちくロングライドとして親しまれてきており、地域の交流人口の拡大に向けて、道の駅や農産物直売所等の地域資源を活用し、サイクリングを核として地域の魅力発信と観光振興を目指し、2016年から開始しております。コースは、佐用町を起点に千種川沿いを北上し、難所の千種高原を越えて西栗倉村・美作市大原町を通り佐用町へ戻る走行距離約 92 キロ、因幡街道・千種川の晩秋の紅葉あふれる自然景観と古い町並みをサイクリングしながら、地域のグルメをエイドスポットで楽しんでいただくイベントでございます。

今年度は、727 名がエントリーをされて、参加費は 1 人 8,000 円、宿泊パックや実行委員会メンバーによる前夜祭なども用意をして開催をしたところでございます。

ただ、今年度は、一般社団法人日本スポーツ推進機構と公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会が行っております第 10 回スポーツ振興賞においてスポーツ庁長官賞を受賞しました。2019 年の第 4 回大会からは参加人数が約 700 人を超えて、サイクリングイベントとしては、県内でもトップクラスの規模となっております。

いなちくロングライドを契機として、町にはサイクリストが増加しており、町観光協会では、会員店舗にサイクルスタンドの提供を行い、道の駅宿場町ひらふくには兵庫県によりサイクルステーションが設置。また、西播磨地域サイクリングガイドが制作され、佐用町内のモデルコースの設定や案内看板が設置されるなど、着実なサイクルツーリズムのための基盤整備が出来上がりつつございます。

いなちくの開催に併せて試走のためや、観光協会が作成しましたサイクリングマップを見たことでサイクリングのために佐用町を訪れる方も増加をしてきていると思います。いなちくロングライド実行委員会においては、町観光協会役員の方やスタッフライダー以外の町内外の若手の方にも参画していただいております、SNS を活用した情報発信やスポンサーの募集方法等について、いろいろな意見を交わしながら、コースの設定や募集内容等について協議を行っております。こうした実行委員会の取組により、今年度につきましては、協賛企業もこれまでの倍近くに増加をしているところであります。

このいなちくロングライドは、兵庫県と岡山県の県境から平均斜度が 8 % を超える下り坂が約 5 キロ続く区間がございます。ここでは、気温の低下と体力の消耗を伴うために、参加者は安全走行に注意を払い慎重なブレーキの操作が必要であり、特に、雨天時の下り坂につきましては、晴天より本当に危険度が増すために、参加者への安全対策が重要となっております。今回は、当日の天候が好転する兆しが見えず、しかも一時的に相当な雨と風の前報もあったために、参加者の安全を第一に考えてサイクリングイベントそのものは中止をし、代替イベントを行うこととなったところでございます。

事故につきましては、参加者の自己責任となっておりますが、主催者として、参加者の安全を第一に事業運営する責務があることは当然でございます、今回の判断となったわけでありませう。

今後につきましては、人気のあるサイクリングイベントでございますが、参加者の安全を第一に考え雨天による中止やその判断時期をはじめ、突然の雨の際の安全確保など事業内容全般の見直しを図る必要があると思いますので、これは慎重に検討をしていただくことが重要だというふうに考えております。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君）

千種議員。

9 番（千種和英君） 僕も実行委員のほうで、ちょっと、関わらせていただいたんですけども、やはり、このいなちくを通して、佐用町の認知度が非常に高まったのかな。また、いなちくという、そのイベントの名前自体の知名度も大変高まっているのじゃないのかなと感じております。

その中で、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、参加費 8,000 円、決して安くはない参加費なんですけれども、それで 700 人以上の方が申し込みをしていただいた。残念ながら実施はできなかったんですけども、これで 500 万円の以上の参加費というのが賄えたんですが、これ当初等々は、割と高額な予算を準備しないと運営できなかったんですけども、今年度は、町として準備した予算は、どれぐらいだったんですって。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 全体では 800 万円を超える予算が必要になるんですが、参加費は、今、千種議員が述べられたとおり 1 人 8,000 円でございます、町が用意させていたできました予算は 270 万円。当初予算レベルで、そういう金額になってございます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 町長の先ほどの答弁にもありましたように、スポーツ庁長官賞を受賞された、ここにコメントも、僕、持ってきたんですけども、ちょっと読み上げますと、「ファンランのサイクリング版で、サイクルツーリズム×ブランディングの発想です。江戸時代に整備された旧道をサイクリングロードとして活用し、特産品を味わえるコース設計をし、地域の魅力の認知を高める工夫が見られます。過疎の地域と歴史的な因幡街道とその村並みを活用したサイクルイベントで、年々拡大させている実績が素晴らしいと思います。JR 姫新線の廃止の危機もあるなか、頑張ったい。地域との交流などを通じて、地域の消費喚起についても取り組みが継続的に実施されている点を評価します。」という評価があります。

また、ほかのところでは、特徴的なロゴや、チラシのデザインに一貫性を持たせるブランディングがすばらしいというふうに書いてございます。

これ、今回、実行委員の中に佐用在住じゃない、また、若手等々にも参画いただきました。これも以前から言っていますように、公民連携、いろんな事業を連携でできないのか。また、そういった若者、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、SNS での情報発信であったり、また、参加申込も SNS を通じてであったり、運営の途中に、なかなか、ちょっと参加者が伸びなかった時に、新聞折り込み、チラシじゃなしに、SNS の、ちょっと変わった伝え方ですね、人を限定して、そういった広告を SNS 上に出すだけで一週間で 130 名の応募があったというようなことも体験しております。

これを通じて、この事業もそうですが、やはり、民間の活力、若手の人材の登用、協働ということに対して、今後、いろんな事業、これだけじゃなしに、していただいているかどうかと思うんですけども、その点については、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 千種議員、非常によくおっしゃっていただいております。

当然、行政の力は、そういった発想の部分とか、そういったところでも、当然、限界ございますので、そういった民間の方のすばらしいお考えを、いろんな事業に生かしていただけるように、何とか、私どもも頑張ったいというふうに考えておりますので、これからも、よろしく願い申し上げます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） この事業に限らず、やはり、今まで継続していた事業は人気が出ていますので、継続していただきたい。

また、外部の人材の登用等々を継続していただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 千種和英議員の発言は終わりました。

続いて、12 番、山本幹雄議員の発言を許可します。山本議員。

〔12 番 山本幹雄君 登壇〕

12 番（山本幹雄君） 佐用町未来伝承プロジェクトのその後について、12 番議席の山本が、今日は質問させていただきます。

続いて、河川の浚渫と樹木についての除去はどのようになっているのかの 2 点について、質問させていただきます。

この場での質問は、未来伝承プロジェクトについての質問をさせていただきます。

この未来伝承プロジェクトは、平成 29 年 8 月に案が、そして、11 月から始まっているということです。

私は、すばらしい提案だなと、町民の誇り、プライドの空洞化を止める。要は、町民が佐用町に住み続ける意味や誇りを持つ取組である。そのように資料には書かれており、そのように説明を受けたと思います。

佐用町の住民にとって、一番大切なことかなと。

この事業は、教育委員会だけの事業とは、私は、考えていない。なぜなら、教育委員会は、そんなに予算も持っていない。やるなら、事業課が予算を立てながらできない。町全体で取り組むべき事業であると考えております。

しかし、あれから 5 年、上月城の整備、三日月の陣屋門の整備、待てど暮らせど、何の提案もない。確かに、上月城は樹木の伐採はありました。しかし、それは、遠藤西播磨県民局長が来られ、今回は、樹木の伐採しかできないがとって話をしました。よく、遠藤局長は来られ、話をしましたが、上月城跡の木の伐採は県民局です。もう少し詳しく言えば、遠藤局長を地権者の大谷さんの家へ案内し、話をしに行きましたので間違いありません。二度行きましたですね。

ですから、佐用町は、この未来伝承プロジェクトは、何をしたのかが全く見えないということです。

三日月のほうも5年もたつが、陣屋門跡で、何をしたのかが全く見えてこない。

先日、三日月で武家屋敷マルシェがありました。何か、寂しかったですね。以前は、陣屋門のところでやられておりましたからね。

広くはなっているのかもしれませんが、寂しく感じた。

私は、旧佐用町だけではなく、東は三日月から上月まで、そこに住む方が、町民の方が誇りを持てる、プライドを持てるまちづくりをしていただける。期待しておりましたが、どうやら、そのようには見えない。

平成29年に佐用町は未来伝承プロジェクトを立ち上げ、このプロジェクトは町の歴史資源、文化資源を磨き、町の誇りを取り戻し、未来に夢をつなぐ取組を町全体的に進めるというものです。

そこで、このプロジェクトは4項目に分かれて書かれているんです。

プロジェクト1で、2は、歴史遺産を学ぶ。プロジェクト3は、歴史遺産を活かす。プロジェクト4は、歴史遺産を磨く。この4項目には、地名、施設名等が記載されておりますが、それぞれの施設、地区でどのような取組、成果が出ているのかを伺う。答弁のほど、よろしくをお願いします。

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、佐用町未来伝承プロジェクトのその後についてのご質問にお答えいたします。

このプロジェクトは、正式には「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」と言いますが、平成29年の利神城跡の国史跡指定を機にはじまっております。

ご質問のとおり、「守る・学ぶ・活かす・磨く」の4つのキーワードで、それぞれに想定される事業案を記載しております。これらの案の中から幾つかをピックアップしてモデル事業として行っております。

まず、プロジェクト1の「守る」では、利神城跡を挙げております。指定記念シンポジウム、保存活用計画策定、石垣カルテの作成などに加え、令和2年度から今年度にかけて保存のための応急対策工事を実施していることはご承知かと思えます。利神城跡には様々な課題がありますが、国指定史跡として守っていくことは今後も続いていくと思えます。

次に、プロジェクト2の「学ぶ」では、歴史資源啓発事業としては、令和2年度に文化情報センターで町内の山城についてパネルや出土品の展示を開催しています。また、佐用の山城魅力アップとしては、令和元年度から山本議員が言われたように、西播磨県民局が「西播磨の山城復活プロジェクト」をスタートさせましたが、本町においても関係市町とともに山城についての情報発信をするほか、山城ガイド養成講座も開かれて、町内の有志で立ち上げられた「佐用山城ガイド協会」も参加し知識を深め、より上質なガイドを目指す取組をされております。学校用教材としては、「佐用ふるさとカルタ」を作成し、かるた遊びをしながら地域の歴史文化が学べる仕掛けを行いました。学校ごとで、例えば、三日月小学校6年生が、毎年、三日月藩乃井野陣屋跡などの遺跡等を実際に巡って見学するなど、校区の歴史遺産を学ぶ取組をされております。学校での学びは子供たちが大人になった時、ふるさとに何があるかを誇れるものにつながると考えております。

次に、プロジェクト3の「活かす」では、観光振興・景観形成の推進として、県の景観形

成地区になっております平福において、旧木村邸の改修事業を行い、現在、宿泊施設「NIPPONIA 平福宿場町」、レストラン「KUMOTSUKI」が営業されていることはご存知だと思います。また、宿場町平福イメージアップ事業として、ガイドマニュアルの作成、屋号看板の設置、PR 動画の制作などが行われています。このほか、向坂集落の空き家において、民泊や農村カフェなどへの活用を所有者とともに検討を行いましたが、これについては経費等の面から断念されています。

最後のプロジェクト4の「磨く」では、県民局事業として、上月城跡での先いほど言われました一部伐採が行われたほか、モニターツアーなどが行われ、上月城跡、高倉山城跡、三日月藩乃井野陣屋跡など、それぞれに地域づくり協議会が主体となって環境整備やまちづくり活動がされていることと思います。「上月城まつり」や「武家屋敷マルシェ&ウォーク」はその代表的なもので、担当支所などがともに取り組んでいます。また、三日月や上月では歴史部会があり、地域の歴史を学びつつ、新しい発見をし、地域の魅力に気づき、その魅力を磨くとともに次世代へつなぐ活動をされています。

なお、このプロジェクトは歴史遺産を活かした地域づくりの方針を示すもので、モデル事業に限らず、町に残された数多くの歴史遺産が対象です。平成30年の文化財保護法改正により、文化庁では都道府県に文化財保存活用大綱を、市町村に文化財保存活用地域計画を策定するよう施策を進めていますが、これは未指定文化財、いわゆる地域の歴史文化遺産を含む保存活用計画であり、プロジェクトの方針は、今後、この地域計画を策定する際のベースになるものと考えております。

そして、歴史遺産を生かした地域づくりには、今後とも関係各課と連携した取組が必要だと考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） 丁寧な答弁ありがとうございます。と言いたいですが、幾ら丁寧でも意味ないんですね。

申し訳ないけど、例えば、上月城まつり、これ全く関係ないね。上月城まつり、いつからやっています。ねっ、これ上月城まつり、なぜできたか知っています。あのね、地域協ができた時、上月の地域協でどうしようかという案が出た時、私、議員もしとるということだったので、その時から行っておるんですよ。何もないから、中上月が上月城まつりしよったと。1回だけやっただと。これやったら、地域協でやったらどうですかいうて始まったんです。これ未来伝承全く関係ない。はっきり言ひまして。

それで、僕が何が言いたいかというと、結局、例えば、僕、上月小学校で、今回、呼ばれて、上月城の授業の講師したんです。そういうこともやったり、それから、上月城の登山ガイドもしたりして、今年、小学校言いよったけど、それなかったけども、中学校、（聴取不能）。そういうのをやっているんだけど、これは、はっきり言ひまして、先生が言ってきたからというものもあるんだろうけど、ただ、上月城の登山ガイド、中学校したというのは、行燈をつくるいう時と、時間がちょっと、空いて、登りますか、登りましょういうので登ったんです。だから、いや、もともとあったんかもしらないです。あったんかもしらないけども、だから、これでやったかどうか。

僕が一番言いたいのは、上月城のプロジェクト、先ほども、ちょっと言われましたけど、木の伐採、これははっきり言うて県民局ですからね、局長が、遠藤局長が大谷さんとこ、地

主さんですからね、連れて行ってもらえませんかって、僕、案内したんですよ。そこで話して、その後、また、行ったりして、一緒にね。そういう形でしたと。これは、はっきり言いまして、プロジェクトに何の関係もない。それで、私ら、今、山城ガイドしています。今、地元数人で、上月城を考える会というのもやっています。教育委員会の子もおってくれて、ほかの子もおってくれて、職員もおってくれるから、非常にこう、僕らありがたいし、やる気があるなど。

それで、この前の日曜日、その人たちも含めて、上月城の登山整備してきました。僕がチェーンソー持って来て、ちょっと、木切ったり。そのためには、地権者に了解取らないといけないんだと。地権者に了解取って、文書出して、地権者に了解取って、切りますよ。いいですかということで、みんな気持ちよくOKしてくれた。やりました。

こういうことは、プロジェクトとしてやったのではない。僕らが自主的にやった。

それで、何か、山城何かいうのがある言いよったけど、何かなと思ったりもしながら聞いたんだけど、僕らは自主的な感じでやっているというのあるけど、それは、町長にも、去年、一昨年、1月に来てもらって、上月城登山した。それは、僕ら、全く知らなんだけど、ある議員さんが、僕に、上月城の登山云々しよるけど、ガイドどうのこうのがあるけど、どうなんって聞いたんが12月の末だった。

で、ちょっと、待ってと、これ県民局に聞いてみると分かん。それで、年明けて、県民局に聞いたら、何かガイドツアーみたいなのやっているんですけどって、ああ、そうなん。僕ら、何も知らんよと。それで、いやいや、それだったら、地元で、上月も合併前は、上月城の、これ何とかしようということでやっていたね。そういうことがあったから、やっぱり、平福から来てやりましょかと言われてたら、それ、ちょっと、冗談でしょうと、こらえてほしいというのがあったから、何とかしましよういうんで立ち上げて、町長にも無理言って来てもらって、僕がほら吹いてやりましたけれども、あれも全部、この未来伝承プロジェクトとは別のところ。全く別のところなんです。未来伝承プロジェクトで何をしたのかというのは、僕には見えない。

それと、何か、景観形成事業、兵庫県のいうのがありますよね。ありますね。これ、地図見せようかなと思ったんだけど、これにある佐用町歴史的環境保存条例に基づく歴史的環境区域、この中に入っているやつやね。区域的には。

これね。見てください。昭和59年4月1日と。これ昭和59年というたら、どこの町の話しか知らんけど、佐用町は平成17年しかできていない。17年10月から。平成17年10月。僕、佐用町が、この町ができてから、最初からの議員ですから。ねっ。こんな議論したことがない。ということで知らない。

ほんまは、全然知らんかいうたら、そんなことない。

僕の横に高木さんがおったんで、高木さんがおったんで、高木さんから、よく聞いておった。ねっ。高木さんが一生懸命しよるし、僕、仲良くしておったんで、頑張りなよって、よく応援して、ああじゃない、こうじゃないって、ようならええやんって、応援してきたというのが、それでね、利神城、あれにしたんや、国指定にしたんやって、一生懸命やっておったけど、頑張りなよって一生懸命言ったのよく覚えている。そういう中で、こんな話も出て来て、家改修するんにお金が出るんやという話もよく聞いて、そうかと。

ただ、高木さん、言いよったんは、家改修して1,000万円の以上の金は出るけども、個人の家でも出るけども、ただ、思うようにはできない。歴史的環境に配慮した家をつくらなあかんから、個人としては辛いんだという部分も言われておった。そりゃ、そうやなど。

そやけども、そういう部分で、お金がたくさん出るというのはありがたい。

だけど、これ見てもろたら、さっき言ったように、昭和59年。ということは、こんな地区に佐用以外は入らんわけですよ。三日月入るか、入りません。上月入るか、入りませ

ん。南光入るか、入りません。

ただ、議会の中で、1回も協議されていないから、この範囲変えようとか、もうちょっと、検討しようとか、広げようとか、条例も、ちょっと、改良しようとか、そんな話、1回もない。なぜなら、多分、後ろの議員さん、誰もまともには知らないと思う。僕は、高木さんから聞いたし。

けど、佐用の議員は知りません。佐用の議員、その地元の議員がおるから知っておるかも分かんけど、普通は分からない。

だから、こういうのでありなんやね。当然、合併後も、ちょっと、協議して、範囲を広げるとか、これはっきり言って、武家屋敷群として、非常にいいけど、三日月には、三日月の誇りとして、武家屋敷マルシェ、あっこ武家屋敷一生懸命やられている。ねっ。だから、そこらへんも、本来取り入れるべきでしょうと。そこらへんも考えるべきじゃないのと。

で、もっと言うたら、もっと言うたら、歴史的に、佐用町には古い家ありますよね。上月の幕山の奥のほうに、どこの家か言わんけど、古い大きな家があって、表は麦わらの藁ぶき屋根だけれども、後ろは、ちょっとじゃないというような形でして、本当は、全部、ここも藁ぶきでしたいんだろうけども、どこの家とは言わんけど、みんな分かる人は、すぐ分かると思う。ねっ。結構、コストがかかるからできないから、みんな苦勞しているんだなというのが分かる。だけど、それは、残さなあかんと思って、一生懸命残していると思う。

だけど、こういうものがあるなら、もっと議論して、佐用町、そういう家、そこだけじゃなくて、何軒もあるから、そういうことも議論しながら、議論しながら、子供たちが、将来、夢を持って、未来を伝承できる町つくらなあかん。それは、僕は、もともと、一番最初、最初これが取組であるし、そういうことやと思った。僕はね。それでいいなというのがあるけど。

ただ、何か、だんだん見よったら、あそこには、結構、お金使っていますよね。平福には。どれぐらい使っていますかね。瓜生原以降でも。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えさせていただきます。

利神城跡につきましては、国の指定を受けたというのが、やはり、事業費を投入してきた大きな原因でございます。

やはり、国の指定を受けるということは、国民共有の貴重な財産ということ認められたという、大変貴重なことでございますので、やはり、国民に広く、その状態を公開して、皆さん方に見ていただくというのが目的でございます。ということで、それなりの事業費を投入して、必要な整備をしていかなければならない。

特に、ご案内のとおり、非常に急峻な山の上にあるお城でございますので、大変、危険でございました。崩落を防ぐために、応急的な工事ではございますが、応急対策工事を3カ年をかけて実施したところでございます。その工事先般終わりました、その事業費が9,700万円余りでございます。ここが一番大きな工事費、事業費になってございます。

それまでに、石垣、先ほど、教育長の答弁でもございましたように、石垣のカルテ、病院でカルテと呼んでおりますようなもの、石垣それぞれの状況を写真に撮って、カルテとして保存して、その変容を調査していくというようなものでありますとか、石垣の立面図でありますとか、そういったことに、約1,500万円ほど、補助事業でございましたけど

も、かかっております。

それから、この利神城を、今後、これまでも議会でも何回も、答弁させていただきましただけども、今後、整備していかないといけないと、そのためには、どういうふうな整備をするのか。

まずは、保存活用計画を策定しなければいけないということで、計画書をご存じかと思えますけれども、この計画書をつくらせていただきました。これは、900万円余り。

それから、その後、来年度から予定をさせていただいておりますのが、具体的に、どういった整備をするか。石垣を、どういった形で復元してくのか。遊歩道をどうするのか。いろいろな懸案事項がございますので、その具体の整備計画をつくってまいります。これを、これから3年計画でやってまいります。

そういったことで、今、申し上げたような事業費が、かなり何千万円という事業費がかかっているのは、これは致し方ないというふうに、私ども考えておりますので、その点については、ご理解賜りますように、お願いいたします。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） あのね、僕は、聞いたかったのは、利神城は国指定にして、高木さんが一生懸命、横の山を地権者が云々、くんぬん言うて、これ言いませんけど、話したりしながら、よくしよって、これ指定してほしいんや、いろいろ言いながら、頑張れよって、応援してきたいうのがあるから、利神城指定について、ここは国からお金が出ているはずだから、何もいうつもりはない。

ただ、それ以外に、結構、そこらへんの区域、さっき言った、この地図見せたところで、お金、結構でているでしょうと。僕、そういう話したと思うね。

歴史的（聴取不能）、あの地域でね。かなり金が動いている。

僕、いいですよ。そこらへん、どこでも、ここも、あそこも、全部いっぺんにはできないんだから、順番にやってくれたらいい。利神城一生懸命やった。これは、すばらしい。じゃあ、次、三日月の陣屋門、手入れましようや。陣屋門の裏、僕、知っているけど、いっこも変わっていない。何か、これ調査せないかんのやいう話も聞いたりもしたけど、じゃあ、調査しなきゃいけないんだったら、この5年間、何で、調査していないの。ねっ。

武家屋敷マルシェ、僕、ちょっと、寂しい言うたけど、僕は、小さくても、前のとこでやるのがいいなという感じがしています。

で、よく言えば、あそこ、もうちょっと、お金かけて整備できる。調査して、整備できる。平福でかけているトータルした億、優に超えるお金を、いろいろかけている。そういう部分を三日月にもかけて、陣屋門の前だって、頑張れば駐車場できるかできんか分からん、個人の土地だから分からんけども、そこらへんをしながら、三日月でだって手を入れる。一生懸命、三日月の人は、三日月の誇りって、武家屋敷マルシェって、古文書見て頑張られている。すばらしいなと思う。

三日月という地域に誇りを持たれている。すばらしいなと。

この、誇りがなかったら、みんな出ていくんだから、自分の住んでいるところに誇りを持たないと出ていくんだから。この地域守るには、地域の人間がどう誇り持てるか。

だから、東は三日月、西は、私の住んでいる上月に（聴取不能）、上月城だって、今、これ、ぼちぼち来てもらっているけど、そこらへんの整備、木切るんでも、県民局が、局長が、わざわざ、オーナーさんを案内してくれって、俺行ったんだろ。あんたらが、来たん

違うんだよ。本来だったら、あんたらが来なあかん。

県民局長を、俺、連れて行った。普通、考えられないやろ。立場から言うたら。そこを、分かってもらいたい。何でやね。

だから、平福に力入れる。僕は、非常にいいこと。入れるんだったら、ええやない。どん
んどん、やってもらう。

ただ、ほかにも、もうちょっと、バランスよくやってもらいたいなど。

ただ、多分、多少、今年度は、上月城にしても、予算は、多少、つくんだろうけども、た
だ、三日月についておる部分と、上月についておる部分、予算、それが、はっきり言って、
僕は、未来伝承というのは、今言うた、そこだけじゃなくして、三日月も平福も、南光も広
く、上月も、そこだけじゃなくて、北から南、はっきり言って、上月だったら仁位山もあ
る。浅瀬山もある。飯野山もある。高倉山も。高倉山は、あっちになるけど。そういった部
分も含めながら、今、聞いてみたら、久崎も、そこらへん、手を入れようとして一生懸命
勉強しようとしている。そこらへんの人間に、やっぱり、子供を褒められたらうれしい。
けど、親を、先祖を褒められたら、人間、嬉しいんじゃない。誇りに思うんです。誇りに。

だから、自分の住んでいる先祖が、地域に住んでいた先祖を、どう磨くか、どう、それ
を伝承するか、これが誇りとなって、プライドとなって、今回の、この事業を、いいこと
だなどと思うんだけど、それが形として見えてこない。それが寂しい。

どう見ても一方的だ。どう見ても、平福にしかお金が行っていないと思うです。

町長、何か、答弁ありそうなので、はい、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、山本議員の思い、いろいろと聞かせていただきました。

ただ、合併して、はや17年になりますけども、当然、例えば、平福の歴史的環境保全条
例、こういうところが、そこだけだと。当然です。これは。

当時、旧町で、それも、やっぱり歴史があって、長い間、保存活動とか、いろいろな地域
の皆さんも一緒になって、活動してきた結果、当時、そうした区域を設定をして、歴史的
な町並みとしての保存区域として保存しようという条例が制定をしたわけです。当時ね。

それを、それぞれが持って、合併をしたわけなので、これは、やっぱり、当然、継承、そ
のまま継承してきたと。これは、ほかの条例も全て、当時、合併の時に、1つにまとめた
条例もありますし、それぞれの条例、それぞれが生かしてやってきたということだと、私
は、思っております。

この今回の教育委員会でつくった佐用町の未来伝承プロジェクト、これは1つは、一つ
一つの事業を捉えてこうしますというような具体的なものではない。教育長も申しました
けれども、町としての理念的な方向性、こういうことに、これから、いろんな事業につい
ても、そういうことを前提において取り組んでいきたいと思います、山本議員も言われるよう
に、子供たちが、町に誇りを持って、これからも、やっぱり地域のことを、よく知って、や
っぱり、地域に誇りを持ち、地域を愛することで、やっぱり、その地域を守っていこうと
いう根底に、そういう思いがあつての、こうした計画であります。

確かに、平福という地域、これは、そうした歴史的環境保全条例という、町並条例をつ
くったように、1つのああした町並みとして、また、歴史的にも利神城址というのがあつ
て、ある意味では、合併して、佐用町としての、これは佐用町というのは、今の佐用町で
す。旧上月も三日月も含めて、みんな1つの町ですから、そういう中で、やはり、1つの

観光の、やっぱり町としての拠点として、道の駅も以前に整備しましたし、あそこについて、皆さんも、やっぱり観光の拠点として、町外者の方も多く来ていただく、だから、佐用町に多く来ていただくためにも、町並を生かした、そうした瓜生原のところの改修工事をしたり、また、今回、旧木村邸のところの、そうした家をつくって民泊、また、KUMOTUKI というようなレストランをつくったり、こういう事業にも取り組んでいるということは、これは佐用町全体として、考えていただきたいなと思います。

ただ、三日月とかには、何も、あそこの陣屋門、していないというふうにご指摘ですけれども、確かに、あの陣屋門、非常に大きな建物、旧町でつくられました。なかなか、それ自体の活用が、本当にしにくいというのか、建物ですから、なかなか、それをほかのものに使うわけにはいかないの、ただ、それはそれ、歴史的な、あそこの乃井野、三日月の森藩の陣屋としての門としてしてきた。あとの、当然、陣屋の建物が、ずっとあったことは、それは、歴史的な資料にはあるわけですけども、なかなか、そこまで、町が、それを整備していくということ、これは、非常に大きな、当然、財源もかかります。お金もかかりますし、やはり、どこにしても、そういう地域で、今、武家屋敷とか、そういうもの、そういうものあつての陣屋でありますから、そういう活動が、ようやく、今、地域でも頑張っている。

ただ、やはり、平福の昭和…、私が入った時からですから、57年に、よく覚えているんですけども、役場に入った時ぐらいに、保存活動は、具体的に行ってきた。そこからすると、はやもう40年近くなってしまう。その間に、建物なんかも、いろいろと老朽化して朽ちていったというのがあります。だから、なかなか、今、残っているものというのが、やっぱり難しい。ある程度のきちっとした形では、なかなか残っていないという、そういう辛さがあるわけですけどもね。

ただ、そういう中にあつても、三日月に、ああして武家屋敷の表門を、以前、藩がなくなった時に壊して、それをなくしたと。お寺のほうの門になっていたのを、お寺が廃寺になるということで、これは、皆さんにも、やっぱり歴史として、もう一度、三日月のあつたところに戻して、皆さんに、その歴史を伝えていくと、その事業も行いました。それもかなりの、6,000万円、7,000万円かかったと思っておりますけれども、土地も買って、ああして、復元をしたと、そういう、それぞれの地域で必要なもの、できることは、私は、やってきたと思っておりますし、それも大事にしたいというふうに思っておりますので、平福ばかりに、何か、今の話の中では、お金がかかっているんじゃないかと、かけているんじゃないかということですけども、確かに、平福に、そういう、まだまだ、お金も、これから、国指定を受けて、整備していくには、金もかかります。

ただ、やはり、多くの方が、平福に来ていただいていることは確かです。これは、けど、平福というの、佐用町の中の平福、観光の1つの拠点でありますので、それは、みんな、応援をしてというんですか、ご理解をいただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

10番（山本幹雄君） 私、さっきから何回も言っていますが、平福のことに、僕、高木さんと、いつも言っていましたけど、頑張れ、応援という形で、ずっとやってきました。

だから、僕、平福へ甲冑2回も着て行ったことあるんです。頼まれて。

で、下、御殿屋敷のところ整備するんで、手伝いにも行ったことあるから、だから、もともと、そういう形で、結構、頼まれたら行くし、応援もしました。

その時、挙げ句、帰ってきた言葉が、あるちょっと、言いにくい、名前出たいうたら分かってまいりますけど、その人が「議員が来て勝手なことして困る」って、平福の（聴取不能）さんが言いよったり、「ええっ、何でやねん」と、私は、頼まれて行ったのにいう話もあるんですけども、それは、それでいいんですけども、ただ、僕は、確かにね、町長、今、三日月の、あれ、門ね、確か、僕の記憶では 7,000 万円だったと思います。よく覚えています。

ただ、あれも町が、本当に何いうんかな、率先してやったというのではなくして、あつちの、西栗栖だったですね、お寺のそこが廃寺になるからいうことの中で、こう出て来たという話であって、町が進んで、それを求めたという感じでは、確か、なかったかなという気がします。僕の耳には、そのように、説明か何か入ったと思う。まあ、それは、それでいいですよ。結果的にしておるんだから。結果的には、そういう形になっておるので、それは、それでいいのかなと思います。

ただ、やっぱり、さっき、教育課長のほうが、三日月の、利神城のいろいろお金使ったというのを、説明してくれていました。別に、それは本当にいいと思うけど、さっきも言うたように、それ以外の部分で、結構使っている。それを駄目だとは言わないけど、さっき町長が言われているように、やっぱり、佐用町の一部であるし、佐用町に観光として、結構来てもらわないといけない部分があるから、僕は、そういう部分で、大いに賛成ではあると思います。

やっぱり、この佐用町の財産って何かというと、大したものない。そこで何があるかと言ったら、この観光しかないのかも分らんようになる。観光から広げていって、もうちょっと、町長、ちょっと失敗かも分らんけど、トマトもつくりよんもあるけど、僕、よく言うんですよ。何でもええからやって、失敗してもええから、まず、やらんあかん。まず、やらんのが一番悪いから、失敗してもええって、そういう話はよくする。そういうことはあるけども、結局、今、一番いけるのは、いけるといのは、表現おかしいかも分らんけど、やっぱり、今は、観光に力を入れながらという部分もある。これもよく理解できます。

ただ、やっぱり、そういう中で、もうちょっと、バランスよくしてもらいたいなと考えます。

ねっ、上月城に、皆田和紙に、ああいう会館建ててもろたりしたんで、そこらへんもありがたいなという部分もあるけども、まあね、そこらへんも考えながら、今後、もうちょっと、期待しながら、将来に、佐用町全部、東の三日月から西の上月、上月の下の久崎までが、みんな誇り持ってやるぞと言えるような、久崎も今、一生懸命頑張っているみたいなので、久崎も頑張るぞというのを応援できるような体制をつくってってもらいたいなという、これ、要望は駄目なんですけれどね、できたらと思います。

で、あんまり長くなると、残り時間、もう 8 分なんで、私、さっさと終わろうかなと思っておったんですけど、なかなか、さっさと終われなくなっただけです。はい。

そういうことで、私、紙を、質問の用紙を忘れてきたわけではないね。

続きまして、すみません。

河川の浚渫と樹木についての除去はどうなっているのかについて、伺います。

平成 21 年 8 月 9 日、佐用町では水害に見舞われた。佐用町で記録に残る水害としては、過去最も醜い水害だったのではないかと思います。この件については語りつくされているのではとは思いますが、やはり台風シーズンになれば、その記憶がよみがえり不安になってきます。21 年水害以降、河川改修をしていただき、随分とよくなり安心しております。

ただ、近年堆積もそうであります、河川に樹木、生えてきております。かなり大きくなってきておるところもあります。この樹木が大きくなれば出水時どうしても流木等が災

いし災害が大きくなってきます。

そこで伺うが、河川内で大きくなっている木の伐採は考えているのか。

再びの悪夢にならないよう、社会整備をするのが行政の務めと考えるが、今後の方針を伺う。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、河川の浚渫と樹木の除去ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、佐用町を流れる河川は、光都土木事務所が管理されている、二級河川である佐用川、志文川などを支流とする千種川と、県管理の河川よりさらに上流部やその小支流となる、町が管理している普通河川がございます。

その二級河川内の土砂の浚渫については、平成 21 年の水害後、千種川水系を中心に総延長約 55 キロ、総事業費約 565 億円の河川改修事業が兵庫県により実施をされ、合わせて、河道対策として大規模な土砂の浚渫を実施していただいたところでございます。

この河川改修により、河川の流下能力が非常に向上し、浸水リスクが大きく軽減されたことは、もう皆さんもご承知のことでございます。

改修後の平成 30 年 7 月の豪雨では、平成 21 年 8 月出水時の時の約 9 割ぐらいな雨量が観測をされておりますが、外水による浸水被害は全く発生をしなかったことから見ても、これまでの治水対策が非常に効果があるということが認識をしているわけでございます。

ご質問の河川の浚渫と樹木の伐採などの管理については、二級河川は県が行いますが、その条件として、河川の堆積が河川断面の 3 割以上でなければ実施できないとの基準があるために、町や地元からの要望、いろいろあっても、県が直接測量をして、基準に満たない場合もあり、県で対応はできないケースもあることから、町として必要というふうに判断した場合は、本来の管理者ではなく、代わりに町が行うことができる、県の補助事業でございす河川区域内の環境整備に係る美化事業を活用して、二級河川内の土砂の浚渫や支障木の除去を、町が行っている場合もございます。

また、町が管理をする普通河川におきましても、平成 21 年の水害以降、対策が必要な河川で、土砂の浚渫等を、当然、行ってきております。

なお、令和 3 年度には上月駅前の二級河川大日山川におきまして、支障木の伐採を行い、今年度には三日月地域の志文川においても同様に、伐採工事を発注し、毎年町内で継続して、こうした事業を実施しております。

しかし、議員の指摘のとおり、平成 21 年の水害から 10 年以上が経過をしていることから、河川内の新たな土砂の堆積や、樹木の繁殖が懸念されることもあるために、今後も引き続き、河川パトロールによる出水時の河川の状況や、地元要望により、光都土木事務所と連携して対応をしてまいりたいと考えております。

また、地域住民の方にも、河川愛護活動という形で関わっていただいております、河川内の草刈りやごみ拾いに加えて、堤防などの異常が発見されれば、その報告も受けており、県や町と連携した活動をしていただいております。

この河川清掃等の活動については、県や町から傷害保険への加入、草刈機等の燃料代及び参加者の飲料代等の助成、軍手・ごみ袋の配布も行っており、毎年 100 団体以上、約 7,000 人の参加により河川の管理をしていただいております。

このように、行政が行う河川管理者としての必要な管理だけではなくて、地域住民の皆

さんとも連携して、今後も引き続き安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 先ほど、町長の答弁で、上月駅前の整備してもらって、本当によかったかなど、本当に、ありがたく感謝しています。

あっこ、ほんまに見栄えもよくないし、非常に汚いし、何とかならんかと、それで、私、水利組合の組合長しておったもので、もう泥のけ、木が生えているし、（聴取不能）に大変な思いをしてしながらきれいにしたり、それで、町長にお願ひし、気持ちよくやっていたいたと、本当に、ここらへん感謝申し上げる。

ただね、ただ、ちょっと、今回、なぜ、そういうのを一般質問しようかなど思ったりしたことがあるんやけど、やっぱり、ちょっと、木も中で、土もあるけど、木も生えてきていると。

今回、うちの集落の外のとこで、橋のところで木が生えているから、実は、そんなところは、僕らは自分で切ろうと思ったら切るよという形で、集落で話しよって、そこまでチェーンソー持って来たら、スズメバチがブンブン飛びよんです。こりゃいかんはと、スズメバチがおらん時期までやめようという形で。

ただ、ほかから、ちょっと言うて来て、言うていいかどうか分からないけど、ある地域で、あっこ、木、何とか切らなあかんで言われた。ここで地名出すと、後でまずいかも分からんけど、後で言いますけど、切つてよ言われたりして、そうだなと。

でも、それは、対岸やから、集落としては向こうやと。けど、うちの近くの地区で、川とこっちで、ものすごく、こっち側が、うちじゃないけど、うちもそうやけど、水害になったところがあるんやね。あの橋の近辺で、うちの橋の、もうちょっと上の近辺で、あっこも大変なことになりました。だから、どっちかいうと、対岸より、こっちのほうが、みんな出水時は敏感です。はっきり言って敏感です。家もかなり上げた家もあると思うし、多分、皆さん、よく知っていると思いますけど、あそこらへんは、そこらへん敏感です。

だけど、対岸のほうは、かえってそうでもない。

が、しかし、自治会長が言おうと思ったら、対岸の者が言うてくれいいう話になるんやね。そういう場合があったらやりにくいね。相談しにくいね。うん。それで、僕のところへ来たんやと思う。

だけど、それは、そこだけなのか。もうちょっと、全体的にも、そういう問題があるのか。

やっぱり、21 年水害、うちの家でも床上、140、150 センチ来て、外へ出たら軒下です。その状況の中、うち集落 100% 床上ですからね。隣の家、町長見せたと思いますけど写真、私、170 センチが、これ手を挙げて、さらに上、30 センチぐらいまで、家、水来ていましたからね。そういうとこなんか、ものすごく敏感です。10 年たっても、そんな敏感さは、まるで変わらない。

それと、そうではないとこって、やっぱり、ものすごく違い、思いは違うと思います。

そういう意味において、やっぱり、ちょっと、木いうのも、倒木がひっかかる。まず、ひっかかるね。だから、そういう意味も込めて、そこだけじゃなくして、町内全域、ちょっと見て、これあかんと思うところは、何とか、ちょっと手入れしてみて、ちょっと、安心でき

るような状況をつくってもらいたいな、そういう思いはないかなと、そういうあれは、計画はないかなということまで質問しています。

まあ、最後に、ちょっと、答弁あったらお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） お答えいたします。

十分なお答えにはならないかもしれませんが、先ほど、町長の答弁にもありましたように、まず、現時点では、道路パトロール、河川パトロールも併せて行っております。

そういった中で、毎年、河川内の伐採と併せて土砂の除去、そういったものをやっておりますので、特に、この冬季、今の時期ですね、葉っぱが落ちた時期に、集中的にやろうということで、毎年、計画しておりますので、その年度、また、次の年度の計画として、どういうところができるのか。どういうところが、緊急度が上がっているのかというようなところを、課内でも、いろいろ相談をしております。そういった中で、先ほど、町長の答弁にありましたように、上月であったり、今年度でしたら、三日月地域において、増水時に支障になるんじゃないかと、そういったところを優先的にやらせていただいております。

当然、二級河川の場合、管理者は土木となっておりますので、土木のほうにも土砂の除去を含めた計画的な工事もやっていただいておりますので、引き続き、緊急度を確認しながらやっていきたいなというふうには考えております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

10 番（山本幹雄君） 町民の方も、いろんな思い、水害というのは、かなり、やっぱり敏感になられていると思います。そういったことも踏まえ、あと未来伝承、子供たち、僕たちも将来夢を持って、誇りを持っていい町をつくっていきたい。一生懸命、行政と取り組んで、僕らもやりたいと思いますので、そこらへんも一緒に、よろしく願いいたしたいと思います。

これで、簡単でありますので、質問を終わります。

議長（小林裕和君） 山本幹雄議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで、休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 3 時 30 分とします。

午後 0 3 時 1 1 分 休憩

午後 0 3 時 3 0 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

1 番、大村 隼議員の発言を許可します。大村議員。

〔1 番 大村 隼君 登壇〕

1 番（大村 隼君） 議席番号 1 番、大村 隼です。

佐用町、人口減少が進んでいます。今後、20 年で町人口は 1 万人まで減るとというのが、町の予測です。これからの佐用町のあり方として、いろいろな働き方、暮らし方ができる。そんな、まちづくりをすることが、人口減少等の問題の対策の 1 つになると考えています。

本日は、3 点、質問いたします。

1 点目の質問は、こちらからの質問とさせていただき、再質問と残り 2 点の質問は、所定の席からの質問とさせていただきます。

1 点目、5 G、LPWA のネットワーク網の現在の整備状況・今後の計画に関して、お伺いいたします。

無線通信環境のインフラ改善は、過疎が進む地方でこそ、優れた環境が必要となり重要だと考えています。5 G、LPWA を町内全域で利用できることが、農林・商工・観光振興など、佐用町の今後の発展にとって重要なのではないかと考えております。

5 G ネットワークにおいては、高速通信をいつでもどこでも利用できるようにすることが、各業種で 5 G を活用したいと考えている方々を応援することになると思います。

昨今のテレワークなど、回線の安定性を必要とする場合、既に町内全域にある光ファイバー通信網と 5 G 網による多重化でのさらなる安定化も、また、望まれていると考えております。

LPWA、ローパワーワイドエリアネットワークにおいては、今後の佐用町内での IoT、モノのインターネットの積極的な利用、また、今後の農林水産業のためのセンシングや情報共有などでの利用を考えると、農地・森林を含む町内全域での利用が可能であることが、望ましいと考えております。

5 G、LPWA のネットワーク網を、さらに整備することが、それらを利用して働く人を支えるということにもなり、定住・移住対策としても、今後さらに重要になるのではと思います。

以上の理由から、今回、5 G、LPWA のネットワーク網の現在の整備状況・今後の計画に関してお伺いいたします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今議会、一般質問の最後になりますが、大村議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、5 G、LPWA のネットワーク網の現在の整備状況とか、今後の計画ということについてのご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今、質問の冒頭に、大村議員のほうからも、こうした現在の情報技術、情報網の整備、こういうものが、本当に、こうした都市部ではなくて、中山間地とか地方、そういうところほど、本当に大事だというのは、私も、本当に、そう思うんですね。

ただ、やはり、これも民間事業者が事業として行っているという、そういう点から、やはり採算性からみると、私たちの地域には、そうした整備は、本当に、もう後回しといい

ますか、都市部ができてた、その後、少しずつ広がっていくという、そういう状況になっておりまして、情報格差を、本当に早くなくしてほしいということ、私も国のほうにも行って、いろんな要望をする中でも、こういう点については、強く、やはり国全体が、特に、民間事業者に任せるのではなくて、国として、情報網の、本当に格差のない均一な社会をつくっていくために、国が責任を持って地方に対しても、そうした整備を行っていただきたい。それが、国が、直接するんじゃないけれども、民間が行うにしても、それに対して、民間も採算性の合わないところが、なかなかできないということは分かるので、それに対しての財政措置というのを、やっぱり必要ではないかということも、それは強く申し上げております。

なかなか、これが簡単に通るわけではないんですけども、その思いは同じだということ、まず、申し上げたいと思います。

まず、この5Gネットワークでございますが、これは携帯電話やスマホなどで使用する電波通信の第5世代に分類される移動通信システムのこと、前通信システムであります4Gに比べて高速大容量、高信頼・低遅延通信、多数同時接続という3点において、飛躍的に通信環境が向上する次世代の通信インフラであり、将来の社会に大きな技術革新をもたらすというふうに言われております。

また、5Gは総務省が2019年、令和元年度に導入に向けた特定基地局開設の申請受付を開始し、現時点で国内の主要事業者でありますNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの4者が、主に都市部で集中的にサービスを展開している状況でございます。

現在、情報技術の格段な進歩により、無線での高速・大容量通信が可能な社会になっており、スマホやタブレットなどを使用して、サービスエリア内であれば、基本的に場所を選ばずに、自由にインターネットが利用できます。

また、この通信環境を利用したビジネスやサービスが幅広く展開されており、ショッピングサイトや動画配信サービス、各種SNSなど様々なコンテンツの誕生や、教育、医療、福祉や農業といったインターネット環境が基盤となった、新たなビジネスの創出にもつながっているところでございます。

これらの無線通信を活用したビジネス等の需要は、特に若者世代が中心となって世界的に広がりを見せておりますが、町が整備した既存の光ファイバー通信網に加えて、無線通信が充実した多重化によるインターネット環境の実現こそが、今後の魅力ある地域になっていくものと思われま。

本町においても、過疎・高齢化が急速に進行する中で、若者世代が佐用町への定住に魅力を感じるまちづくりの推進が喫緊の課題であり、その魅力の1つとして5Gエリアの拡大などによる、無線化された高速・大容量通信の充実が挙げられるというふうに考えております。

しかしながら、町内のサービスエリアについては各事業者のホームページで確認することができますが、NTTドコモ、ソフトバンクの2業者が、町中心部及び一部の限られたエリアでサービスを、現在、展開しているのみであり、大部分の地域ではエリア対象外となっております。

5Gのエリア拡大については、あくまで民間通信事業者個々のサービスであることから、町の裁量や判断において実現できるものではありませんが、今後は各通信事業者に対する働きかけや、国・県への要望などを積極的に行うとともに、同時に国・県の指導を仰ぎながら、補助金制度等の活用を前提として、町としてできる範囲の取組を進めていきたいというふうに考えております。

次に、LPWAでございますが、これはBluetoothなどの近距離無線通信が不可能な地域での通信手段として有効な特定小電力無線のことだと思っておりますが、通常の無線通信サービ

スと比較して、低消費電流で長距離のデータ通信が可能であり、利用料金も安価であるというふうに聞いております。

また、最近ではこの LPWA を活用し、各種行政分野で新たな取組を実施されている自治体もあるということも聞いております。

現時点では、町の事業として LPWA を活用した取組の実施の予定というものはございませんが、今後に向けては、ご質問もありましたように、農林水産業分野に限らず、その他にも防災や福祉関係など様々な分野での活用を視野に入れながら、また、導入の有効性などを検証しながら、先進事例などの情報収集を積極的に行うとともに、必要に応じて担当課への情報提供や、また、導入に向けた調整などを行っていければというふうに考えておりますので、また、この点について、議員からもよろしくご支援いただきますように、お願い申し上げたいと思います。

以上で、この場でのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

キャリアにも働きかけていただいていると、また、県や国のほうにも要望を出していただいているということで、とても安心いたしました。ありがとうございます。

どうしても、この 5G もそうなんですけれども、LPWA も、今回は、いわゆるキャリアによるものを想定して質問させていただいておりますので、民間の事業者のもので、それ以上は、なかなか難しい部分もあると思うんですけれども、しっかりと、取り組んでいるという姿を見せるということが、向こうにとっても、やっぱり導入しようかなというようなことになるんじゃないかという期待も持ちながら、そのように引き続きやっていただければなと思っております。

また、最近は、いろんな仕事の仕方というものがあります。

例えば、最近の移住のスタイルとしましては、いつの、ちょっと一般質問か忘れてしまったけれども、ほかの議員の方ですけれども、週末移住であったり、二拠点居住の話も、少しされた方がおられました。そういう場合に、やはり、こっちに週末しか来ないというわけになると、こっちで光ファイバーを契約するというもの、なかなか難しい部分もありますので、やっぱり、そういった人にとっても 5G というものは、すごく価値があるものになると思いますので、どうしても、この 5G というのは、民間のキャリアの問題ですから、そのあたり、なかなか難しいとは思いますが、引き続き、取り組んでいただければなと思っております。

また、LPWA に関しては、兵庫県内では、ほかの自治体ですけれども、田んぼの水位センサーを農林振興課、そこは、ごめんなさい、課が、名前が、ちょっと違ったと思うんですけれども、と一緒に地域の事業者の方が田んぼの水位センサーに使って、水位の確認、そういったものに使っているというような事業をされているということもありますので、それ以外にでも、例えば、佐用町でしたら、最近、問題になっている鳥獣害の問題ですね、獣害の問題にも、新しく、いろんなくくりわなとか、ああいう狩猟わな、あれに LPWA の通信の設備がついていて、それで、捕まったかどうか分かるというような、そういうようなものもありますし、それも取り組んでおられる自治体もありますけれども、それも LPWA のネットワークが整備されていれば、それを利用できるということになりますので、自分のところで、LPWA に関しては持つというようなことも可能ではあるんですけれども、

やはり、それはコストとのバランスの問題もありますから、なかなか難しいのかなと思う面もありますので、引き続き、この両方のネットワーク環境の整備については、町長の答弁でもありましたけれども、引き続き、やっていっていただければと思います。

これはキャリアのことですので、これぐらいで終わりたいと思います。

引き続きまして、2問目の質問に移りたいと思います。

大撫山の朝霧・雲海の予測による、観光資源としての魅力化について、お伺いいたします。

佐用町には自然の観光資源として、大撫山の朝霧・雲海があります。

朝霧・雲海は、早朝という時間の制限があり、また、気象条件により、見れる日も限定されるという観光資源としての難しさも持っています。

これを予測し、ホームページで公開することで、観光資源としての魅力を高めることができるのではないかと考えます。

佐用町内からであれば30分程度で朝霧のスポット、雲海スポットへ行くことができます。車に乗って行くことができますけれども、例えば、姫路からだとか、やっぱり1時間半かかる。6時に観測スポットに着こうと思うと、4時半には出なければならない。見れるか分からないような状況で出発するのはどうかなという、見る側の事情もあると思いますので、この朝霧、雲海の予測を行い、観光資源として魅力化するということに対して、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大撫山の朝霧・雲海の予測による、観光資源としての魅力化、その中で、霧の発生状況を発信するというようなご提案、今、いただきました。

そういうことについて、なかなか、今までは考えたことがありませんでしたけれども、私なりの考えをお答えをさせていただきたいと思います。

佐用の朝霧・雲海は、晩秋から初冬にかけて、一番多く発生をしておりますが、年間で大体、その年によって、大分違うようではございますけれども、70回から100回発生を、または、それ以上してございまして、特に11月中は天気さえよければ、70%の確率で朝霧が発生しているというふうに、研究者といいますか、地域で長年、朝霧についても関心を持って記録をされてきた人たちの話では、そういうふうに聞いております。

これは、川の、自然的には、流れがあって、内陸的な気候で1日の温度差が大きく、盆地で気流の流れが少なく空気が停滞する朝に発生するわけでありまして、このことから朝霧は、前日晴天で気温が高く、また、風もなく夜晴れて、冷え込んだ朝は、ほとんど、これはもう、ほとんどと言っていいぐらい、この11月ぐらいは、朝霧が発生をしております。

大村議員がご質問のとおり、現在でも、「明日霧はでるのか」といったような問い合わせなども、時々あるようでございますが、遠くからお見えになるお客様にとって、発生予測が分かれば、それは、大変参考になり喜ばれることとは思います。

ただし、町が予測を発するという事になると、それに基づいてお客様が交通手段等経費をかけて、時間をかけて、お見えになるわけでありまして、当然、その予測には、行政としての責任も発生をするというふうに思いますし、そのため、相応の基礎データや解析に基づいた専門的予測が、予測を出すとするれば、必要となりますので、町が、そうした予測を発することは、なかなか、現実的には非常に困難、無理があるというふうに、私は考えます。

ただ、自然のすばらしさは、予測の難しさもその魅力でありまして、星空も朝霧もそうですけれども、お客様が、来られた方が、「この前は見えなかったけど、今日は少しだけきれいに見えた」とか、「次に期待してもう一度来よう」というような、自然のあるがままを楽しんでいただける、それが、ある意味、本当の意味での自然を楽しむことだというふうに言っているのではないかなというふうにも思います。

朝霧だけでなく、佐用町、先ほど申しましたように、星空の町として、西はりま天文台公園というのを、以前に設置して、ああした大きな望遠鏡も設置してあります。そういうことで、毎年のように、流れ星を見る大観望会というようなこともやっているんですけども、なかなか、実際に来ていただかないと、本当に見れるかどうか、全く、その星が見えなかったという年もあります。

そういう自然の状況を予測するというのは、1つは気象庁、気象台が気象予想というのを、かなり今は、かなり正確に出してきておりますので、1日、2日先の気象状況というの、かなり確率的には正確に、皆さん、分かるような時代になっているのではないかなというふうに思います。

現在、佐用町の朝霧を見に来られる方につきましては、日帰りでの写真撮影というのが多いと思いますが、秋の行楽シーズンのスポットの1つとして、民泊村での星空観察や、また、大イチョウ、紅葉狩りなどと合わせたモデルコースの設定も行い、朝霧・雲海の魅力を改めて情報発信をして、家族連れや小グループでの誘客に、今後、努めてまいりたいというふうにも考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

ご質問に対する、この場での答えとさせていただきます。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

町のほうにも、明日霧が出ますかというような問い合わせがあるということ、お伺いできて、どれぐらいニーズがあるか、僕も、ちょっと、そういうのを聞く立場でもなかったもので、そういったニーズが、実際にあるということが分かりましたけれども、町がするのは、なかなか難しいのではないかなということで、例えば、これ、あくまで観光地、観光資源としてですから、この観光協会などと協力してやってもらうなんてことは、なかなか考えにくいんじゃないでしょうか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 議員、まだ、佐用町の全体の状況を、行政としての、それについては、これから、いろいろと知っていただきたいと思うんですけども、大きな観光地、観光資源を持っている観光地には観光協会とか、本当に事務所を構えたり、職員もたくさん置いて、いろんな観光客の誘致等、そういうPRもやっております。

ただ、やっぱり、佐用町のような、小さな町において、観光協会というのは、当然あって、会長も就任いただいて、会員もおりますけれども、その中の実質的な事務といいますか、中身は、商工観光課。商工観光課の職員が行っているというのが、これが実態です。

ですから、そこに、職員、専門的に、何か委託したり、そこが事業を行うというような、

分けて考えるというようなことは、佐用町だけではないんですけれども、このあたりの自治体、ほとんどが、小さな自治体は、そういう形になっておりますので、その点、そういう状況をご理解いただきたいと思います。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

やっぱり、この佐用町の雲海というのは、テレビでも出たことがあると思うんですけれども、1つの資源として、やっぱり、素晴らしいものであるというのは、皆さんの認識も、私の認識も同じだと思いますので、今後、やっぱり、こういった自然の観光資源というのですか、そういった部分に関しては、何とか、いろんな方に観光していただけるように、やっぱり、よくしていきたいなという思いもありまして、この質問のほうをさせていただきましたけれども、ちょっと、観光協会とかも、なかなか、実際、事実上一体運営だというようなお話もいただきましたので、なかなか難しい部分もあるのかなとは思いますが、ちょっと、その部分については、今後、僕のほうも引き続き考えていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

例えば、予測しても、それを実際、毎日、観測するというわけにはいかないと思うので、実際、行って、観察するというのは、なかなか難しいと思うので、実際、カメラがあったりしたら、それは、それで、例えば、朝来市は、カメラというものを、自治体で設置していた例があったと思うんですけれども、それは、雲海を、直接、インターネットを経由して見るというようなものですが、そういったものについての考えは、ちょっと、予測と、少し離れているところもあるかと思うんですけれども、もし、アイデアがありましたら、ご意見ありましたら、お聞かせ願いたいなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 以前、大撫山の、ずっと上がっていく道路がありますけれども、その途中に展望テラスをつくっておりました。

そこなり、もう1つ、その高いところに、地域の集落が管理しているお宮みたいなのところがあります。そこが1つの朝霧とか、また、初日の出を見たり、町全体を見るスポットになっております。

ただ、災害で、その展望テラスのところが、道路が崩れて、全部、それ一緒に流れてしまって、今のところ、道路沿いの展望テラスというのは、もうなくなってしまったんですけれどもね。

ですから、本当に、今後、そういう朝霧、この季節、かなりカメラマンの方々、朝霧を収める、撮るために来ていただいているところもあって、これ、なかなか直ぐにできることではないかもしれませんが、先ほど、大村議員が言われるように、河川の監視カメラみたいに、逆に、全体、朝陽なり、朝霧が映るように、そういう展望テラスみたいなのところがあれば、そこからのライブ配信ができるようなカメラ、今頃は、防犯カメラのようなものも、たくさん幾らでも、結構、設置されている時代ですから、そういうものがないか。それがあれば、どんな効果があるかとか、まあまあ、そういうことは、1つのご

提案として、観光の面では、検討はしたらいいのではないかなという思いは、今、質問受けまして感じましたけれども、ここでやる。そのこと、設置する。しないということは、それは申し上げませんけれども、いろいろと、資源として、かなり、それは、1つの以前からの、かなり、そういう面で関心のある方にとっては、広く佐用の朝霧ということで、広がって、皆さんに知っていただいている資源でありますので、これは、やはり大事にしたいなというふうに思います。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） お答えいただきまして、どうもありがとうございます。

やっぱり、いい資源ですので、皆さんと、いろんな知恵を出し合いながら、いいアイデアがあればいいなと思って、今回、質問させていただきました。

引き続き、また、いろんな、いいアイデアを考えていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後、3点目の質問事項に移りたいと思います。

センサーやカメラ等を設置して、取得した情報をオープンデータとして提供することでの、農業・林業等の振興に関して、お伺いいたします。

今後、佐用町の発展のためのオープンデータについて、お伺いしたいと思います。

センサーを設置し、それらの情報をオープンデータとして提供することで、農業、林業等の振興を図ることができると考えられます。

例えば、農業であれば、気象用、温湿度計、CO₂のデータなどのセンサーを設置して、温湿度の年間のデータを蓄積していくことで、栽培データの分析、農業での活用ですね、天気予報の詳細化、それはエリアごとのものですが、などが可能になると考えられます。

また、林業であれば、動物防護網への動物の接触センサー、また、カメラによる自動解析などのデータを蓄積することで、獣害の分析、動物の出現可能性の算出などが可能だというような研究もなされています。これはまた、猟の情報ともなり、狩猟に関しても助けとなるのではないかと考えております。

様々なデータが蓄積されることで、それによって、学術的な価値も上がって、研究対象となるようなことも期待できると思います。

今後のセンサーやカメラ等を用いたオープンデータ戦略、後半のオープンデータ戦略も一緒にお伺いしたいところですが、当局の皆さんのお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大村議員からの最後の質問になりますセンサーやカメラ等を設置して、取得した情報をオープンデータとして、提供することでの農業・林業への振興ということに関してのご質問にお答えをさせていただきます。

これまで、農林業は、それぞれに従事される方の知識と経験により営んでこられた産業でございます。

空を見て気象を予測して、その対策を取ったり、作物の生育状況や害虫の発生状況を見て肥料をやり、また、土壌改良を行ったり、どなたも職人技とも思えるような技術が体に染み込んでおられるように思います。

一方、全国的には、農林業の盛んな地域を中心に、大規模化、機械化、自動化が主流となっており、これらのアナログの技術を駆使するような農林業は、今や少なくなっているというふうに、当然、そういうふう感じております。

そのような中、議員がご発言のとおり、あらゆるデータを蓄積し、分析して農林業に活用することは、これは非常に有効であるというふうには思われますし、研究機関等では、既に、そうしたデータの活用について、研究も行われているということも聞いております。

これらのデータを農林業者が活用したいという場合、気象や雨量のデータについては、気象庁や県などが取得したデータが公表されておりますので、これらを活用、現在でもできますし、また、降雨時の出水の状況については、河川等に設置しているライブカメラ等によりリアルタイムの情報も取得することが、現在できるようになっております。

また、獣害対策については、モデル的にドローンに搭載した赤外線カメラを活用した狩猟の実証実験を、先般、実施したところがございますが、例示されましたようなセンサーを町内全域に設置するというようなことは、現段階においては、費用対効果から見て現実的ではないというふうに考えます。

国においては、農林業のスマート化を推進しているところであり、施設栽培においては、既に、リモートセンシング等の先進技術を活用して営む方もおられます。例えば、灌水の水の管理、灌水管理システムや農業機械の自動運転、作物のモニタリング等スマート技術の開発が進められておりますが、これら全てが本町の環境に馴染むかといえば、本町のような狭小で不整形なほ場が多いために、一概には、そういうふうには言えないというふうに思います。

しかし、農林業の省力化と効率化を、今後、考えていく時に、こういう技術も必ず必要になるものというふうに思いますので、農林業のスマート化については、技術革新も、当然、進んでいって、佐用町のような条件でも有効に、これが活用できるような技術が開発されるということに対して、今後、注視してまいりたいというふうに思います。

なお、センサーやカメラ等を用いたオープンデータ戦略に関しましては、現時点においては、既にある気象や雨量、ライブカメラ等のオープンデータを活用するところから取り組み、既存のデータでは不足する場合に限り、データの取得を検討する段階ではないかなというふうに、そういうふうに現段階では考えております。

これまでも、農林業の振興に、長年、努めてきているところがございますが、現在の潮流としてのスマート化や、町が保有する様々なデータの提供、有効活用も含めて、一層の農林業の振興に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、いろんな面でのご支援、ご協力も賜りたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） 答弁いただいてありがとうございます。

オープンデータというのが、なかなか皆さんに、テレビ見られている方とかもそうなんですけれども、ちょっと、はっきりと納得しておられないという方もおられると思います。納得されている方も、もちろんおられると思いますけれども、オープンデータというのは

何かというと、この総務省のホームページに載っている分で分かりやすいと思いますので、そのほうを読ませていただきますけれども、1、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化。これは、総務省のホームページのというか、総務省が上げているYouTubeの動画のほうでは、人口減少への対策とか、経済の規模が縮小していることによる対策というようなものが言われています。

2つ目が、行政の高度化・効率化。

3つ目が、透明性・信頼の向上と、こういうふうになっているんですね。

オープンデータの定義というのは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に加工できるよう、下3項の項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

1が、営利、非営利を問わず二次利用が可能なルールが適用されている。

2、機械判読に適している。

3、無償で利用できる。

これが3つがされる官民データというものが、全てオープンデータとして提供できるというふうになっているんですけれども、官民データというのは、官民データ活用推進基本法、これの第二条の1項目のところに、「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいうという、ものすごい広範なデータになるんですけれども、これ僕1人、個人の思いとしては、このオープンデータというのは、投資なんです。だから、先持って、いろんな気象データが、ああ、ここの地域には、こういうのがある。ここの地域には、こういうのがある。ここの地域には、こういうのがあるって分かると、後から、そういうデータがあるから参入しようと、そういうようなものなので、確かに、コストと導入のバランスというのは、なかなか難しい内容だとは思いますが、ちょっと、そのあたりについて、このオープンデータを、DXで、推進で、やっていくというようなふうに、国のほうからもあると思うんですけれども、どのように捉えて、どういうふうに推進していこうかなと考えているのかって、もうちょっと、基本の部分に立ち返りたいなと思うんですけれども、その部分について、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） なかなか、私のほうでは、ついていけないところがございます。

今、担当課、情報政策課というのを設置しておりまして、その担当課長も、今もずっと、職員も勉強をしていると思うんですけれども、その課長のほうで答えられる範囲で、答弁をさせていただきます。課長。

議長（小林裕和君） はい、三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 先ほど、議員が申し上げられたように、デジタルガバメント実行計画において、2020年12月25日に閣議決定いたしておりますけれども、そういった中、我々、佐用町に新しく設けられました情報政策課といたしましては、今の段階、近隣自治体に目を向けますと、今のところ、近隣ですと、たつの市、赤穂市がオープンデータの整備を、既に進めて進んでおるところでございますが、そのほかの、相生、宍粟、太子、

上郡、一部では統計資料等のオープンをしておるところなんですけれども、佐用町においても、今後は、例えば、避難所の位置を表記するような白紙の地図をオープンにした上で、それに重ねるような形で、その避難所の位置を示すとか、あと上下水においては、水道のパイプであるとか、そういった配管の図を業者が有効利用できるような形のオープンデータ、そういった、今、国が進めておりますような、経済が活性化するようなことに資することを、今現在、研究した上で、確実に進めていきたいと考えておりますので、また、ご報告できる機会があれば、状況を、ご報告させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

避難所のデータですとか、土の中の配管のデータとかってというのは、やっぱり、その業者にとっては、すごく重要なデータですし、やっぱり、それがオープンになっているということは、やはりすごくいいことなのかなという、また、経済にとっても、いいものなのかなとは思っているので、それは、もちろん、そのまま、引き続きやっていただきたいなとは思いますが、オープンデータって、結構、本当に広範になっていくので、今回は、センサーなどのというふうに言ったんですけれども、例えば、神戸市のオープンデータでは、阪神・淡路大震災「神戸 GIS 震災アーカイブ」というようなものを、オープンデータとして提供していたりもします。

これは、震災の写真だったり、そういったものをデジタルアーカイブとして、二次利用できる形で提供することで防災の意識を高めようと、そういうようなものなんですけれども、佐用町も水害もありましたので、そういったものというのが、また、1つ、オープンデータの活用という意味では、1つ、そういった部分とか、先ほど言った、農林への部分もそうですけれども、今日、午前中の一般質問でも出ました防犯カメラも、これは全ての、防犯カメラのデータの、これは二次利用できる形に再形成した状態での再配布、オープン化というようなものも取り組まれているような自治体もありますので、なかなか、このオープンデータというのは、もう本当に、広い広範な話になりますけれども、ぜひ…。直接的に、配管だとかは、すごく役に立つエリアというか、何て言うのか、役に立つ分野というのが、はっきり分かりやすい分野だとは思いますが。

気温とかというのは、もう本当に分からない部分もあると思っておりますけれども、先ほどの大撫山の朝霧の予測は、例えば、霧の予測、放射霧の予測というのは、例えば、霜害ですね、野菜への霜害の予測にも、また、同様に同じようなものを使っているというようなものの実例もありますし、いろんな、こういうデータを、今後のために、今あるものを、まさに、今、水位の写真とかもあります。そういったものも、今はリアルタイムで見れるというようなものになっているとは思いますが、それが、もっと、今後、オープンデータとして、どういうものが提供して価値があるのかということについては、ぜひ、ちょっと、これが農業・林業というわけには、なかなかいかないと思っておりますけれども、オープンデータ全般の活用としては、ぜひ一緒に、いろんな方の意見を考えていきたいな。いろんな方と一緒に考えていかなきゃならないというような内容なのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、今、取り組んでおられる、そういった部分もそうですけれども、今後、いろんな部分のオープンデータについて、取り組んでいただければと思っております。

ちょっと、ここで最後になりますけれども、この IT 技術というのは、基本的には、重要な部分、最近、進歩してきているという、僕はずっと、大学でも IT をやってきていまして、ずっと IT やっていたんですけど、その後、ちょっと、ダンスはしていましたけれども、ダンスも長いですけどね、その中でも IT もずっとやってきて、その中で、何が一番大事なのかという、実は、組み合わせです。このいろんな莫大な可能性、組合せの可能性というものを、実施していくということが、トライしたり、トライして、いろいろなものを、新しく生み出していく、その組み合わせを考え出すというのが、この IT 技術を活用していく DX においては、すごく重要になってくると思いますので、ちょっと、そのオープンデータの活用もそうです。ひとつ、そのオープンデータの定義に、機械判読に適した、こういった部分というの、また、いろいろなものと組み合わせしていく。機械的に組み合わせしていくという、そういった部分でも、やっぱり、新しく組み合わせるデータがなければ、そういう新しいものが逆に言うと生まれてこないということになりますので、いろんな、でも、言ってしまうと、分からないんです。

これは、もう、どの自治体も、これがあれば、絶対いいというわけではなくて、全然分かっていない状態で、皆さん、探っているというような状況だと思いますので、こんなものが役に立つんじゃないかというのが、ある日、いきなり役に立ったりするものもありますので、今後、このオープンデータという部分に関しては、なかなか難しい部分ではありますけれども、引き続き、取り組んでいていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の3点の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大村 隼議員の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了しました。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月10日から12月12日までは本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

次の本会議は、12月13日、火曜日、午前9時30分より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時17分 散会